

三春町告示第10号

令和2年3月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年2月20日

三春町長 坂 本 浩 之

- 1 日 時 令和2年3月2日（月）午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場

令和2年3月2日三春町議会3月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 本 田 忠 良	2番 橋 本 善 次	3番 井 上 聡
4番 新 田 信 二	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子
10番 篠 崎 聡	11番 佐久間 正 俊	12番 橋 本 善一郎
13番 影 山 常 光	14番 陰 山 丈 夫	15番 影 山 初 吉
16番 佐 藤 弘		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第 1 号 第7次三春町長期計画後期基本計画の策定について
- 議案第 2 号 町道路線の認定について
- 議案第 3 号 三春町第2保育所増築工事請負変更契約について
- 議案第 4 号 三春町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 議案第 5 号 三春町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について
- 議案第 6 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 7 号 三春町帰還環境整備交付金基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 8 号 三春町行政区設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 三春町交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 三春町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 三春町給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 三春町認可保育所に係る指定管理者の指定について
- 議案第18号 田村広域行政組合の解散に伴う田村東部環境センター、田村西部環境センター及び田村広域一般廃棄物最終処分場の財産処分について
- 議案第19号 令和元年度三春町一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第20号 令和元年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第21号 令和元年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第22号 令和元年度三春町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第23号 令和元年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第24号 令和元年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第25号 令和2年度三春町一般会計予算について
- 議案第26号 令和2年度三春町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第27号 令和2年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第28号 令和2年度三春町介護保険特別会計予算について

- 議案第 29 号 令和 2 年度三春町町営バス事業特別会計予算について
議案第 30 号 令和 2 年度三春町放射性物質対策特別会計予算について
議案第 31 号 令和 2 年度三春町病院事業会計予算について
議案第 32 号 令和 2 年度三春町水道事業会計予算について
議案第 33 号 令和 2 年度三春町下水道事業等会計予算について
議案第 34 号 令和 2 年度三春町宅地造成事業会計予算について
同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

《議員提出議案》

- 発議第 1 号 三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
発議第 2 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
発議第 3 号 三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

令和2年3月2日（月曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 本 田 忠 良	2 番 橋 本 善 次	3 番 井 上 聡
4 番 新 田 信 二	5 番 山 崎 ふじ子	6 番 鈴 木 利 一
7 番 佐 藤 一 八	8 番 三 瓶 文 博	9 番 松 村 妙 子
10 番 篠 崎 聡	11 番 佐久間 正 俊	12 番 橋 本 善一郎
13 番 影 山 常 光	14 番 陰 山 丈 夫	15 番 影 山 初 吉
16 番 佐 藤 弘		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 佐久間 孝夫 書記 久保田 浩

3 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
-----	---------

総 務 課 長	伊 藤 朗	財 務 課 長	眞 田 晴 信
住 民 課 長	遠 藤 信 行	企 画 政 策 課 長	宮 本 久 功
税 務 課 長	荒 井 公 秀	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	永 山 晋
建 設 課 長	新 野 恭 朗	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	安 部 良 明
企 業 局 長	村 田 浩 憲		

教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	本 間 徹
生 涯 学 習 課 長	藤 井 康		

農 業 委 員 会 会 長	松 崎 正 夫
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	村 上 弘
-------------	-------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和2年3月2日（月曜日） 午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第6 議員提出議案の趣旨説明
- 第7 議案の質疑
- 第8 議案の委員会付託

第9 陳情事件の委員会付託

5 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時00分)

……………開 会 宣 言……………

○議長 おはようございます。ただいまより、令和2年三春町議会3月定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

本定例会の議事日程は、お手元に配布した令和2年3月三春町議会定例会議事日程のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、配布の議事日程のとおり決定しました。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、13番影山常光君、14番陰山丈夫君のご両名を指名いたします。

…………… 会 期 の 決 定 ……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月12日までの11日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より3月12日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、配布いたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第3により、諸般の報告をいたします。

出納検査の結果について、監査委員より、令和元年度第9回、第10回、第11回の例月出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

…………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りいたしました議案第1号「第7次三春町長期計画後期基本計画の策定について」から、議員提出議案発議第3号「三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」までの38議案であります。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。3月定例会の開会にあたり、現下の情勢と提案いたしました予算案の概要、主な施策について説明いたします。

まず、新型コロナウイルスの件ですが、2月20日には政府からイベントなどの主催者に対して開催の必要性をあらためて検討するように依頼があり、2月26日には全国的なスポーツ・文化イベントに対する中止や延期、規模縮小などの要請、2月27日には全国の小中学校、高校、特別支援学校の臨時休校の要請がなされたところです。

町の対応については、1月31日に新型コロナウイルス感染症警戒対応本部を設置し、2月28日には対策本部に格上げをしました。町立小中学校は3月4日から臨時休校し、4月に予定されていた町立中学校の修学旅行の延期が決定されたところであります。

今後数週間が感染拡大防止の重要な時期になることから、町としても主催するイベントや会議のあり方について検討を行い、また、住民の方々の不安解消のために適切な情報提供を行うなど、町として行うべき取組みを適切に進めてまいりたいと考えております。

次に、今後の町の取組みの基本的な考え方について述べさせていただきます。町が今後目指すべき方向性やビジョンを町民の皆様を始め、議会の皆様と共有し、オール三春の体制でまちづくりを進めていきたいと昨年から申し上げて参りましたが、今回、すべての行政活動の基本となる第7次三春町長期計画の後期基本計画を取りまとめ、今後5年間の町の取組みの方向性をお示しさせていただきました。

「安全なまちづくりの推進」や「様々な課題を地域と行政がともに解決していくための仕組みや体制づくり」、「町の将来を担う子どもたちを育む環境の充実」、「田村広域行政組合解散に伴うごみ処理などへの対応」、「日々の暮らしを豊かにする地域でのサロンづくり」など、長期計画に定めるまちの将来像である「豊かな自然・歴史・文化に生まれ 未来に輝く元気なまち 三春」の実現に向けて、具体的な取組みを進めてまいりたいと考えております。特に田村広域行政組合の解散に伴う対応については、本定例会において財産処分の案件を上程させていただいておりますが、令和5年4月からの町の対応など、具体的な検討を進めていく必要があるものと考えております。

また、現在取組みを進めている役場庁舎新築工事や昨年の台風19号の被災箇所の復旧など、着実に取組みを進めていきたいと考えております。

次に令和2年度当初予算案の概要について説明申し上げます。依然として、地方交付税や国・県の支出金などに依存する割合が高い状況にあるなか、様々な事務事業の見直しを行い、第7次三春町長期計画の後期基本計画を推進する観点から、予算を編成したところであります。一般会計当初予算の総額は78億4,014万円で、前年度当初予算と比較して1億4,224万円の減額となりました。その他5つの特別会計の合計で47億5,134万円、企業会計の合計では17億3,820万円を計上し、これらを含めた令和2年度の予算総額は143億2,967万円であります。

次に、第7次三春町長期計画の基本目標に沿って、新年度の事業概要について説明いたします。

目標1、誰もが安全安心に暮らせるまちづくりでは、地域防災力の強化のため、消防ポンプ自動車の更新や三春分団第2部屯所新築工事、デジタル簡易無線機購入、交通安全対策としては、危険箇所へのカーブミラー設置や防犯灯の設置工事などを行います。

また、震災対応では、全ての除染廃棄物が仮置場から搬出される予定であり搬出業務に伴う対応や食品等の放射能測定事業や、ふくしま森林再生事業などを継続して実施いたします。

目標2の住みよい美しい環境で暮らせるまちづくりでは、幹線道路網の舗装補修や改良事業、町道の維持工事、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた三春西大橋などの補修工事を継続し、生活道路整備事業の助成事業と併せながら、生活環境の整備を図ります。

また、ごみ減量やリサイクルの推進、町営住宅や上下水道の適切な管理運営、空き家改修への助成などを継続し、住環境の向上を図ります。

目標 3 の豊かな心と文化を育むまちづくりでは、保育環境の充実を図るため、幼児教育・保育の無償化に伴う対応や、第 1 保育所の改修工事、さらには岩江地区の保育環境の充実に向けた基本構想の策定などを進めてまいります。教育環境の充実の取組みについては、電子黒板の導入や各学校の修繕工事の実施、確かな学力・生きる力を育成するための「対話的・主体的な深い学びによる授業の実践」などの取組みを進めてまいります。

目標 4 の誰もが健やかに暮らせるまちづくりでは、町民の健康増進を図るため、成人健診や妊婦健診、乳幼児健診、予防接種事業などを継続して実施するとともに、母子相談事業や産前・産後サポート事業など子育ての視点からも取組みを強化していきます。地域医療については、医師会や町立三春病院などと連携し、引き続き休日・夜間の救急医療体制の確保に取り組むほか、田村地域における町立三春病院の役割を踏まえつつ、他市町の公立病院との連携をすすめてまいります。高齢者や障がい者福祉については、各種サービスの充実や障がいなどで生活に不安を抱える方の相談支援の強化、さらには協働・支え合いによる地域づくりを目指した取組みを進めます。

目標 5 の産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくりでは、農業の担い手の育成のため、次世代育成資金交付金や新規農業従事者への給付金・補助金の継続、農村環境の保全のための中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度の推進などを進めてまいりたいと考えております。商業の活性化、工業の振興、働く場の確保については、空き店舗対策事業や中小企業への融資、雇用促進への奨励金制度などに継続して取り組んで参ります。

また、定住人口の増加を図る施策の推進については、奨学金返還支援事業や結婚新生活支援事業、ふくしま移住支援事業などに取り組んでまいります。

目標 6 の協働と町民参画による自立したまちづくりでは、コミュニティ活動への支援として、各地区まちづくり協会への交付金事業などを継続するとともに、地域づくり推進事業として、地域コミュニティとの連携や強化に係る新たな取組みをすすめてまいりたいと考えております。

最後に、定例会に提出いたしました議案について申し上げます。

第 7 次三春町長期計画後期基本計画に関する議案、工事請負契約変更などに係る議案が 2 件、森林環境譲与税基金条例など条例の制定に関する議案が 2 件、条例の一部改正に関する議案が 10 件、条例の廃止に関する議案が 1 件、田村広域行政組合の解散に伴うごみ処理施設の財産処分の議案、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意案件、予算関係議案は令和元年度三春町一般会計補正予算や令和 2 年度一般会計予算など 17 件で、併せて 35 議案となっております。

これらにつきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりであります。慎重にご審議のうえ、全議案可決を賜りますようお願い申し上げ、新年度の所信と議案の概要説明とさせていただきます。

…………… 議員提出議案の趣旨説明 ……………

○議長 日程第 6 により、議員提出議案の趣旨説明を求めます。

山崎ふじ子議会運営委員長。

○議会運営委員長

発議第 1 号「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」

三春町議会委員会条例（昭和 38 年条例第 17 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和２年３月２日提出

提出者 三春町議会 議会運営委員会委員長 山崎ふじ子

提案の趣旨は、三春町議会において、資格審査及び懲罰動議が提出されたときに備え、本条例の一部を改正するものであります。

発議第２号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和５２年条例第１２号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和２年３月２日提出

提出者 三春町議会 議会運営委員会委員長 山崎ふじ子

提案の趣旨は、三春町議会議員が、議会活動ができなくなった期間に応じて、当該議員の議員報酬等を減額することについて必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

発議第３号「三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」

三春町議会会議規則（昭和５２年議会規則第１号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和２年３月２日提出

提出者 三春町議会 議会運営委員会委員長 山崎ふじ子

提案の趣旨は、三春町議会において、懲罰動議が提出されたときに備え、三春町議会会議規則を整備するため、本規則の一部を改正するものであります。

なお、「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」、「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び「三春町議会会議規則の一部を改正する規則」につきましては、お手元にお配りしてありますので、慎重にご審議のうえ、ご決定くださるようお願い申し上げます。

……………・提出議案の質疑……………

○議長 日程第７により、会議規則第３７条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第１号から発議第３号までの提案理由の説明並びに趣旨説明に対する質疑であります。

○議長 議案第１号「第７次三春町長期計画後期基本計画の策定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第２号「町道路線の認定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第３号「三春町第２保育所増築工事請負変更契約について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第４号「三春町森林環境譲与税基金条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第5号「三春町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第6号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第7号「三春町帰還環境整備交付金基金条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第8号「三春町行政区設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第9号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第10号「三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第11号「三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第12号「三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第13号「三春町交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第14号「三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第15号「三春町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第16号「三春町給水条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第17号「三春町認可保育所に係る指定管理者の指定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第18号「田村広域行政組合の解散に伴う田村東部環境センター、田村西部環境センター及び田村広域一般廃棄物最終処分場の財産処分について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第19号「令和元年度三春町一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第20号「令和元年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第21号「令和元年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第22号「令和元年度三春町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第23号「令和元年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第24号「令和元年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第25号「令和2年度三春町一般会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第26号「令和2年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第27号「令和2年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第28号「令和2年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第29号「令和2年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第30号「令和2年度三春町放射性物質対策特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第31号「令和2年度三春町病院事業会計予算について」を議題とします。

収益的収入・支出、及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第32号「令和2年度三春町水道事業会計予算について」を議題とします。

収益的収入・支出、及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 3 3 号「令和 2 年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題とします。

収益的収入・支出、及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 3 4 号「令和 2 年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題とします。

収益的収入・支出、及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

それでは、同意第 1 号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

発議第 1 号「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

発議第 2 号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

発議第 3 号「三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第 8 により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております「議案第 1 号」から「発議第 3 号」までは、お手元に配付いたしました付託表のとおり、各常任委員会に付託並びに全体審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託並びに全体審査とすることに決定いたしました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されますよう、お願いいたします。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第 9 により、「陳情事件の委員会付託」を行います。

陳情事件第 1 号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情」の委

員会付託につきましては、お手元に配付いたしました、陳情事件文書表のとおり、付託することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件文書表のとおり、経済建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

……………・・ 散 会 宣 言 ・……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これにて散会いたします。ご苦勞様でした。

(散会 午前10時29分)

令和2年3月3日（火曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 本 田 忠 良	2 番 橋 本 善 次	3 番 井 上 聡
4 番 新 田 信 二	5 番 山 崎 ふじ子	6 番 鈴 木 利 一
7 番 佐 藤 一 八	8 番 三 瓶 文 博	9 番 松 村 妙 子
10 番 篠 崎 聡	11 番 佐久間 正 俊	12 番 橋 本 善一郎
13 番 影 山 常 光	14 番 陰 山 丈 夫	15 番 影 山 初 吉
16 番 佐 藤 弘		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 佐久間 孝夫 書記 影山 寛子

3 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
-----	---------

総 務 課 長	伊 藤 朗	財 務 課 長	眞 田 晴 信
住 民 課 長	遠 藤 信 行	企 画 政 策 課 長	宮 本 久 功
税 務 課 長	荒 井 公 秀	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	永 山 晋
建 設 課 長	新 野 恭 朗	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	安 部 良 明
企 業 局 長	村 田 浩 憲		

教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	本 間 徹
生 涯 学 習 課 長	藤 井 康		

農 業 委 員 会 会 長	松 崎 正 夫
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	村 上 弘
-------------	-------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和2年3月3日（火曜日） 午前9時59分開会

第1 一般質問

5 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前9時59分）

○議長 おはようございます。

開会に先立ち、傍聴者の皆様に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

なお、5月1日発行の「議会報みはる」に掲載するため、議会事務局職員が適宜、会議の様子を撮影しますので、ご了承願います。

本日は、10名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いいたします。

……………開 会 宣 言……………

○議長　それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

……………一 般 質 問……………

○議長　日程第1により、一般質問を行います。

一般質問は会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は、質問と答弁がよく絡み合うよう議論となるよう、事前通告制をとっております。

また、質問時間は、会議規則第58条の規定により、質問者1人につき質問全体で30分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を順次許します。

2番橋本善次君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○2番（橋本善次君）　おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、新型コロナウイルスの一日も早い終息を願いながら、さきに通告しておきました2件について質問をいたします。

1、田村広域行政組合解散後の三春町のごみ処理について。

田村広域行政組合は、令和5年3月31日をもって解散が決定しております。本定例会には、田村広域行政組合の解散に伴う田村東部環境センター、田村西部環境センター及び田村広域一般廃棄物最終処分場の財産処分の議案が提出されております。

田村地方のごみ処理については、さらなる人口減少や地球環境を考えて、ごみの減量化を進めなければならない中で考えていかなければなりません。

また、国は、ごみ処理の広域化・大規模化を進め、持続可能なごみ処理を求める中において、時代の流れに逆行するのではないかと懸念をしております。

ごみは、町民生活の中で毎日毎日排出されます。町民の中には、これから三春町のごみ処理はどうなるのか、町単独で西部環境センターを維持していけるのか、町民負担が増えるのではないかなという不安の声が聞かれます。町民の声をもとに、次の質問をいたします。

1、西部環境センターの帰属を、なぜ今の時期に決めなければならないのか。

2、北部連絡協議会での説明会の経緯と、その内容についてお伺いいたします。

3、1月20日に開かれた代表区長・まちづくり協会長への説明会で、おおむね了承を得たことでありますが、その内容と今後の取組みについてお伺いします。

4、田村市・小野町との信頼関係を再構築し、持続可能なごみ処理を考えれば、田村広域行政組合解散後でも、田村地方が一体となってごみ処理を行うための必要があると思われますが、どのように考えておられますか、お伺いをいたします。

○議長　第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長　おはようございます。

まず、三春町を含む、田村地方のごみ処理施設の現状について申し上げます。

現在、田村広域行政組合では、2カ所のごみ処理施設と1カ所の最終処分場を運営しております。田村市滝根町にある田村東部環境センターでは、1日当たり30トンのごみを、三

春町大字富沢地内にある田村西部環境センターでは、1日当たり40トンのごみを焼却しております。そして、最終処分場は田村市常葉町地内にあります。

昨年度、田村広域行政組合では、2カ所あるごみ焼却施設を田村市滝根町にある東部環境センターに集約することを計画し、議案を上程しましたが、田村市・小野町両議会では可決、三春町議会では継続審査としたことから、集約計画がまとまらず、広域行政組合では計画を白紙撤回しました。

その後、田村市と小野町から広域組合の脱退予告がありました。田村市は独自にごみ焼却施設の整備を検討しておりますが、小野町・三春町の参入も排除しないとされたことから、両町ともに参加の意向を示しております。

しかし、田村広域行政組合の解散まで3年余りとなった現在、建設計画を含めた新たな処理施設の整備計画は、いまだ具体的になっておりません。そのため、構成市町では、現有施設の活用も含めた整備計画案も引き続き検討している状況であります。

1点目ですが、現有施設を活用する場合において、ごみ処理計画を変更し、改修整備に必要な手続を行う必要があります。この手続だけでも2年前後を要するため、今から準備する必要がありますが、解散後のごみ焼却施設の帰属先を決定しておりませんと、当該市町では具体的な検討をすることができません。

このため、田村東部環境センター、田村西部環境センター及び最終処分場の3施設について、財産処分の清算に先立ち、帰属先を決定しようとするものであります。

2点目の北部連絡協議会での説明会の経過とその内容についてであります。昨年の11月20日と12月23日、ことしの1月21日の計3回にわたって、田村西部環境センターに関する地元説明会を開催しました。

内容につきましては、前段で申し上げたとおりですが、田村西部環境センターを利用し、ごみ処理体制を継続するための選択枠を確保する必要性から、令和5年度以降の長期利用などをお願いしたところであります。

今後、田村地方1市2町の枠組みを基本として、町単独処理、周辺自治体との共同処理などを含め、比較検討を進め、議会と協議し、足並みをそろえ、町が最終的に判断することもあわせて説明いたしました。

3点目ではありますが、ごみ処理は町全体の問題であることから、代表区長及びまちづくり協会長の会議を開催し、田村西部環境センターの延長運営について、ご理解をいただいたところであります。

今後、事業費などの積算について、共同処理や町単独で運営する場合の運営方法を比較検討し、早急に調査検討して参りたいと考えております。

4点目の、田村地方が一体となったごみ処理を行うための組織についてであります。今後、田村市から示される計画概要を踏まえ、組織運営を含め、共同処理のあり方は模索して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善次君。

○2番（橋本善次君） 1点目でありますけれども、一般廃棄物処理基本計画の策定には2年ほどかかるということでもありますけれども、この計画は令和何年度から何年間の計画になるのでしょうか。

そして、この計画策定と組合の財産処分の協議は、同時並行的にはできないのか、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 基本計画の計画期間なんですが、短期と長期がございます。長期の基本計画となりますと、おおむね10年から15年を見通した計画を立てなければならないということがございます。

あとは、毎年毎年やる実施計画、そういった2つ、2部構成でできておりますが、今回の場合、新たな施設整備が伴いますので、長期計画を立てる必要があると。そのためには、人口推移などを勘案した長期的な見通しを立てなければならない。その調査期間が相当必要となるわけであります。

また、同時並行的にというふうな話でありましたが、事業主体が変わるわけであります。つまり、例えば既存施設を使う場合にあっては、新たな処理施設を使う場合にあっては、どちらにしても事業主体が確定しない中で人口推計、あるいはそれに伴う総合的な収集運搬から中間処理、最終処分場の関連性まで全て含めた計画をつくる必要がありますので、今の段階で、まず基準となる事業主体を定めるためにも、帰属先を決める必要があるということです。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善次君。

○2番（橋本善次君） 沢石の地元説明会では、平成3年、4年までの運転延長については了解をいただいたと伺っておりますけれども、令和5年度から、さらに15年間委託延長をしようとしておりますけれども、この15年とする根拠について伺いをいたします。

また、西部環境センターの運転をする会社とは、15年の契約になっていると思っておりますけれども、西部環境センターと地元との契約はどのようになっているのか、伺いをいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 まず、2年の延長と、運転管理している業者との契約の関係のお話を先にさせていただきます。

平成18年に、西部環境センターが操業を始めました。15年間の運転管理を含めた契約という形で、運転管理を委託契約してございます。その契約期間の満了が、令和2年度をもって満了となります。

ただし、広域行政組合が、さらに令和5年度3月までございますから、2年間どうしても足りなくなってしまう。したがって、その2年間の契約延長を、まずはお願いしたということとであります。

2点目の、15年間なぜ延ばす必要があるかということですが、冒頭申し上げたとおり、基本となる新焼却施設の建設計画が具体化しておりません。

また、なおかつ現有施設を活用するというふうな検討も行われておるようですが、それもまだ確定しておりません。

ごみ処理事業というのは、単なる、単純にごみ焼却施設のみの経費だけで比較検討できるものではありませんので、全ての要因がはっきりした中で、きちんとした清算をする必要があります。

その中で、仮に新施設をつくらうとした場合、全く新しい場所につくるとなりますと、土地の取得、あるいはそこまでの侵入道路、敷地の造成などということで、想定以上に期間を

要することがよくございます。そういった期間を含めると、通常は全く新しい施設をつくる場合には、最低でも6年から7年ぐらいは必要だというふうには言われております。

そういったことを踏まえたと、広域行政組合が解散するというふうな予定にはなっておりますが、それから逆算しても、どうしてもその2年延長しても、まずは間に合わないだろうというふうに、私どもは見ております。

さらに、例えば地元住民との了解がそろわないということも、ごみ焼却施設の場合は時々ございますので、そういった不測の事態もございますので、かなり期間を多目にとってみると、これは長期的な見通しに立った、きちんとした操業ができないということになりますので、まず、そういった想定期間を長目にとったということでもあります。

さらに申し上げれば、新しい焼却施設をつくるといった場合には、少なくとも相当の事業費がかかります。あわせて現有施設を延長して運転するという、二重に費用がかかるわけです。

そういった新たに施設をつくる場合、あるいは延長して運営していく場合の費用検討、比較検討、そういったものを含めると、最終的には、例えばなかなか場所が決まらないということが長期化した場合には、今現在の構成市町の中で、相互の間で現有施設の活用というのも、当然、選択肢としては出て参るわけですから、そういったことを踏まえたと、長期的な期間を確保してご理解をお願いした、そういうことでございます。

地元の契約であります、先ほどの契約の中でお話を申し上げるわけでしたが、契約が15年であります。その契約の中には、その3年前までに、継続するか、やめるかを決めなければならないという契約項目がございます。

すなわち、裏を返せば、3年前までに地元と、これから継続したり、あるいは今回をもってやめますというお話をする期間があったということになります。

今回の場合、ご承知のとおり、今から2年前になりますか、今は白紙撤回になりましたけど、東部集約が出た当時、田村西部環境センターは今期をもって終わるという話が一旦出ておりますが、その話につきましては、先ほど言ったとおり、広域行政組合の解散がほぼ決まっておりますので、白紙撤回したということになりまして、もう一度、住民との住民説明というのが、もう一度白紙に戻して、一からやり直した、そういうことでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善次君。

○2番（橋本善次君） 町民の中には、町民負担が増えるのではないかという、大きな心配する声が聞かれます。

そこで、次の3点について質問いたしますけれども、今の現在の町のごみの量で、西部環境センターを維持する場合には、どのぐらいの施設運営維持管理委託料がかかるのか、どのぐらい見込んでいるか、お伺いいたします。

また、西部環境センターは、大変立派な施設でありますけれども、施設は必ず経年劣化もしますし、金属疲労も起こします。いずれかの時点では解体をしなければならないと思います。その解体費はどのぐらい見込んでおるのか。

また、解体するとすれば、三春町が全額負担となるのか。平成18年の運転開始から現在まで、令和4年度までは、田村市のごみを処理しております。田村市にも応分の負担は求めるべきだと思いますし、そのルールについてはどうなっているのか、お伺いいたします。

また、西部環境センターの運転開始から現在までの修繕費、メンテナンス費はどのぐらいになっておるのでしょうか。また、仮に令和5年度から15年間延長した場合の修繕費、メン

テナンス費はどの程度を見込んでおられるか、お伺いをいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 まず、1つ目、今のごみの量で、三春町が単独で運転した場合の費用であります、これについては正確な数字は、きちんとした積算に基づいて、きちんと話すべきというふうに考えてございますので、説明会の中では、今現在の田村西部環境センターに係る年間の経費としては、大体2億4,000万ぐらい程度というふうなお話はさせていただいております。

ただ、これが単独で仮に運転する場合の経費については、もう一度きちんと計算しないと、申し上げるべきではないというふうに考えておりますので、あくまでも参考程度ということでお聞きいただきたいと思います。

2点目の、施設の寿命に関係したお話かと思うんですが、中でも解体費が幾らかということではありますが、これも広域行政組合から東部集約化が示されたときに、参考的に数字は載っておりますが、正直申し上げまして、余りにも幅があり過ぎて、私どもとしては、積算するには少し根拠が薄いなというふうに思っておりますので、ここで申し上げるべきではないかなというふうに思っております。

そして、解体費の負担であります、応分の費用を求めるかということではありますが、先ほど申し上げましたけども、財産の帰属を先に決めるに当たっては、当然、今までの操業した実績がございますので、そういったものを含めて、いわゆる解体費の費用についても、構成していた田村市・小野町・三春町の中で、きちんとしたルールに基づいて、解体費についても負担すべきだというふうな方向で、今後、話は進んで参ります。

3点目の修繕費は幾らになっているのかについてであります、申しわけございませんが、手元にそういった資料は準備してございません。後ほど事務局のほうに提出させていただきます。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善次君。

○2番（橋本善次君） では、次、西部環境センターの運転方法についてお伺いをいたします。

現在は、田村市のごみも含めて連続運転をしているわけでありましてけれども、三春町のごみだけでは、当然、間欠運転をするしかないと思われそうですが、その間欠運転の方法は、例えば1週間ごみ集めて、1週間燃やすとか、1カ月間ごみ集めて、1カ月燃やすとか、いろいろな方法あると思いますけれども、最も効率的で町民負担の少ない運転方法は、どういう運転方法になるのか、お伺いします。

それから、ごみの確保の関係でありますけれども、田村西部環境センターに、ほかの市町村のごみや、ほかの市町村の企業のごみを受け入れる考えはあるのか、お伺いします。

それと、町長は、ごみの確保のためには、企業の燃えるごみや、空き家の解体廃材について言及されたこともあると思いますけれども、これについて現在はどうのように考えているか、お伺いをします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 三春町が単独で運転する場合、間欠運転になるんじゃないかというふうなご指摘であります。

基本的には間欠運転になるかと思います。それが1週間単位でやるのか、1カ月単位でやるのかについては、これもごみの性質、季節によってごみ質が変わりますので、そういったものを勘案して、最適な運転期間を定めるということでもあります。いずれにしても、一定の連続した期間と休止する期間があるということでございます。

2つ目のごみの確保について、ほかの市町村からのごみも受け入れるのかということですが、ケースによりまして、先ほど申し上げたとおり、田村広域行政組合が解散した後、仮に新たな処理施設が確保されないといった場合、そして、三春町の西部環境センターが、稼働が十分可能であるような場合は、当然、田村市あるいは小野町からのごみも受け入れていく、そういった考えでございます。

また、事業系の廃棄物、一般廃棄物もどういうふうに考えるかということですが、それについては、可能性はあるけれどもということでございますので、それについて、直ちにそれをやるということではございませんので、誤解のないようにお願いいたします。

また、話の中で、企業のごみですか、家の解体材も受け入れるといった発言があったということですが、三春町では相当昔に、産業廃棄物を町内に持ち込む場合の基本方針を定めております。町外からの産業廃棄物処分場は受け入れませんといったことだったんですが、そのときにあわせて、町内から発生する産業廃棄物については、町行政として責任を持ちたいというふうな発言をしております。

そういった観点を踏まえますと、少なくとも町内へある企業から出される産業廃棄物のうち、町の処理施設で適正に処理可能なごみについては、受け入れる準備をすべきではないかというふうな考えに基づいて申し上げたものであります。

また、これから空き家問題、高齢化に伴い、いろいろ出て参りますが、いわゆる片づけごみは、1軒のうちから少なくとも4トン半トラック1台分は、少なくとも出るというふうな結果が出ておりますので、そういったことを踏まえますと、相当頻繁な回数になれば、相当なごみ量になるんですが、そういった今までは基本的に受け入れが不可能だったものについても、場合によっては、ある意味、余裕が出るということになりますので、そういったことで町民の生活が、そういうことで少しでも改善になるのであれば、そういった町内のある程度の片づけごみは、受け入れる必要があるんじゃないかというふうな趣旨でお話を申し上げたものであります。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善次君。

○2番（橋本善次君） 次に、活性化施設、現在、きがる湯が使用しておりますけども、活性化施設について伺います。

いずれあの施設も解体する時期が来るんだろうと思いますけれども、あの活性化施設の土地、建物の名義はどうなっているのか、伺います。

それと、活性化施設には、田村西部環境センターが運転休止時に、お湯のかわりとして、灯油代を田村広域行政組合から払っていると思いますけれども、三春単独の運転になった場合には、間欠運転になり、より休止期間が長くなると思いますけれども、そのときの灯油代の対応等については、どのように考えているか、伺いをします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長　　まず、1点目の活性化施設の土地・建物の名義であります、土地については、町が広域行政組合から借り受けたものを、地元に貸し付けているという形になります。建物につきましては、当時、活性化に伴う整備に関する交付金というものがございましたので、その中で地元の方がお建てになった建物ですので、名義は当然、地元の名義ということになります。

2点目のお湯の供給でございますが、今後、西部環境センターの操業停止に伴って、どうなるかということにつきましては、具体的な方法は、まだ申し上げる段階ではないというふうには考えております。何らかの方法で供給する手だてが必要とはなりますが、これについては、地元の方々と議論を尽くして参りたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長　　質問があればこれを許します。

橋本善次君。

○2番（橋本善次君）　　今の建物の名義について確認いたしますけど、地元の皆さんということは、北部連絡協議会ということなんでしょうか。

○議長　　当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長　　北部三地区連絡協議会でございます。

○議長　　質問があればこれを許します。

橋本善次君。

○2番（橋本善次君）　　次に、地域活性化交付金についてお伺いをいたします。

町長は、多分、将来または更新時期に大規模改造をして、さらに延長する場合は、工事費の5%を交付すると話をされていると思いますけれども、これから町の単独運転になった場合に、大規模改造する考えはあるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長　　当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長　　活性化交付金の話については、また別の議員からもご質問をいただいておりますので、また後ほど説明は改めさせていただきますが、簡単に申し上げます。

田村広域行政組合が設立された当時、ごみ処理施設をつくる場合、お互いの当時の構成町村の間で、一定のルールづくりが行われました。

その場合、地元に対する活性化に関する交付金の上限をまず定めましょうということで、工事費の5%枠ということがございました。いわゆる5%枠というのは、こういった経緯に基づくものであります。

その5%枠の事業については、例えばごみ焼却施設が経年劣化をした場合、大規模に改修をする必要が出た場合にあれば、当然それも対象になるというふうな内容で、地元の方にもお話をしております。

したがって、今後、何らかの理由で、西部環境センターを継続して運転していく場合、いづれにしても大規模改修はいつかの時点では避けられまませんので、そういった場合には、同じルールを適用して運用していきたいというふうに、現在は思っております。

以上です。

○議長　　質問があればこれを許します。

橋本善次君。

○2番（橋本善次君） 今、たくさんの項目にわたって質問をして参りましたがけれども、まだまだ確定していない部分も多いということでもありますし、これから議会とさらに協議を進めながら、いい方向に進めていただきたいと思いますけれども、令和2年度の町の予算を見ますと、田村広域行政組合の西部環境センター分としては、1億1,842万円を支出するようになっております。

町民負担が増えるのではないかと、私は大変心配しとるわけでもありますけれども、町はこれから、正しい町民に対する情報発信と説明責任を果たしていただきたいなと思っているところでございます。

そして、田村地方が広域行政組合が解散しても、ごみ処理に特化した組合などをつくって、ごみ処理ができるのが一番いい方向なのではないかと、私は考えているところでございます。

町長は、西部環境センター建設当時から、沢石の事情には精通したリーダーでございまして、地元の事情を見ながら、見切り発車だけにはならないようお願いをしておきたいと思っております。

最後に、町長、北部地域、特に沢石地区の活性化策について、本気になって考えませんか。沢石出身の役場職員は、優秀な職員もおられますし、西部環境センターの問題と同時に、沢石地区の活性化を本気になって考える時期だと思っております。

町長の考えをお聞きしたいと思いますけれども、去年は水不足で、北部地区の井戸水がかれたり、風呂に入れなくて、きがる湯に行ったという話も聞いておりますし、田村市では、去年、水不足のために、ボーリング費の補助金を出しました。

ことは、昨年暮れからの、ほとんど雪の降らない状況が続いておりまして、北部地区の水不足、あるいはボーリングしなければならないという状況が、目に見えているようであります。

三春町でも補助金を出すなど検討されたらいかがかと思っておりますけれども、この2点を最後の質問といたします。

○議長 橋本善次君、地域の活性化については通告外になりますので、当局の答弁ができなくとも、その辺はお含みおきをお願いをしたいと。

当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 まず、1つ目の将来負担が増えないようにということでもあります。

当然そういった事態にならないように、きちんとした事業見積もりを行っていききたいなというふうに思っております。

ただ、新しい焼却炉をつくる、あるいは大規模改修するに当たっても、それなりに費用がかかりますので、その場合には、必要な財政措置はさせていただきますので、その部分については、ご了解いただきたいと思います。

2点目の活性化対策については、また別途、議会のほうと、そういった点に含めましても議論させていただきたい、そのように考えてございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○2番（橋本善次君） 第2の質問を行います。

三春町のごみ減量化への取組みについて、福島県は県民1人1日当たり、ごみの排出量が全国で3番目に高いと言われております。1人1日当たり1,042グラムで、県は935グラムを目標としております。

三春町のごみの減量化への取組みについてお伺いをいたします。

1、現在の町民1人1日当たりのごみの排出量について。

2、10年後の目標について。

食品ロスへの取組みはどうされておられますか。

4、学校での食べ残しゼロについて、食育の中でどのように指導されているか、お伺いをいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 1点目ではありますが、三春町の町民1人1日当たりのごみ排出量は、年間で930グラムから950グラムの間で推移しておりましたが、昨年度は957グラムで、福島県廃棄物処理計画の目標値より若干多い結果となりました。

2点目ではありますが、10年後は、ごみの発生を900グラム程度に抑えられるように、さらなるごみ発生抑制及び減量化に取り組んで参りたいと考えております。

3点目ではありますが、食品ロスの削減の推進に関する法律が、昨年10月1日に施行され、ごみ減量化の観点から、食品ロスに関する取組みが必要となります。

今後、町内事業者などの食品ロス実態把握に努め、食品ロス削減のため、まずは食材の使い切りや食べ切りについて、広報や町ホームページなどを活用し、消費者や事業者の食品ロスに関する意識の啓発を図って参りたいと考えております。

4点目ではありますが、食育とは、子供たち一人一人が望ましい食習慣を身につけるとともに、食に関する知識と食を選択する力を習得し、生涯にわたって心身ともに健康で生き生きとした生活を送ることを目指すものであります。

自分の今の体格に合った適正量を知った上で、自分が必要としている栄養素は何かなどをよく理解し、自分で食べることができる量を調整するということも、食育の指導の中に含まれます。

日常生活での実践を指導することにより、食に関心を持ち、食事の大切さや、栄養素や食材に関する興味を喚起させ、自然と食べ残し等をしないような食習慣が身につくものと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 5番山崎ふじ子君、質問席へ登壇願います。

第1の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子君) さきに通告しました2件について質問をいたします。

第1件目、公共施設における受動喫煙対策について。

2018年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、2020年4月1日より、全面施行されます。

お手元に健康増進法についての資料をお配りしておりますので、こちらをご参考になさってください。

7月のオリンピック・パラリンピック開催に向けて、順次進められて参りました。厚生労働省では、この法律により、受動喫煙を防止するための取組みは、マナーからルールへと変わると述べております。

これらのことを踏まえ、以下の3点について伺います。

1、この法律について、町民に周知する努力は取り組まれてきたのか。

2、昨年7月より、学校、病院、児童施設等、行政機関において、受動喫煙防止対策を実施すべきとなっていますが、我が町の現況はどうなっていますか。

また、新庁舎については、どのような計画になっておりますか。

3、各地区の集会所についても公共の施設と考えますが、対策が取り組まれていないと思います。町として、今後どのように取り組むのか伺います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 今回の健康増進法改正の趣旨は、望まない受動喫煙をなくすということが主眼であり、そのために喫煙による健康の影響を正しく知ること、子供や病気の方が影響を受けないような環境を整えることが必要で、これを国や自治体が責任を持って推進するということです。

このことを踏まえ、1点目の質問にお答えいたします。

町では、昨年4月から3回、「広報みはる」による周知を行い、施設内にポスターや禁煙に係る表示を掲示し、9月には喫煙による健康問題に関する医師の講演会を開催し、趣旨普及に努めて参りました。

2点目ではありますが、健康増進法の規定により、多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設及び行政機関の庁舎など、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い方が主として利用する施設を第一種施設、それ以外の事務所や飲食店などの施設を第二種施設と区分けをしております。

第一種施設は、昨年7月より原則敷地内禁煙となりましたが、必要な措置がとられた喫煙所は設置することができます。また、第二種施設は、ことしの4月より原則屋内禁煙となりますが、喫煙専用室の設置が可能とされております。

町の公共施設については、小中学校や保育所、幼稚園、町立三春病院及び保健センターなどが、従来から敷地内禁煙となっております。

また、昨年7月より、役場庁舎内に設けていた分煙室を廃止し、三春交流館「まほら」には、屋外での喫煙が可能な特定屋外喫煙場所を設置したところであります。

新庁舎は、建物内に喫煙所を設置しないことから、全面禁煙となります。なお、新庁舎竣工後は、庁舎利用者の受動喫煙防止対策を確実にを行うため、必要な措置がとられた喫煙所の設置を検討して参ります。

3点目については、本年4月から地区の集会所においても、原則屋内禁煙となります。各地区の集会所については、地区で管理されていることから、各区長さんに、改正された内容の説明と受動喫煙対策の協力依頼の文書を3月中に送付いたします。

また、3月、4月に、全区長さんにご出席いただく会議などがありますので、重ねて受動喫煙対策に取り組んでいただきますよう、働きかけて参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 集会所における室内禁煙についてですが、4月1日から法律が施行されるからと、地区の区長さんが納得されても、たばこを吸う方々にとっては、今まで大丈夫だったのに、急にだめだとなると、すぐに受け入れは大変なことと思います。町民の方々の摩擦を生みかねません。

この法律の趣旨や、法律が施行されるに至った経緯を、丁寧に町民一人一人にご理解いただく努力をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 再質問にお答えいたします。

先ほど町長から答弁がございましたように、広報のほうには、昨年4月から3回ほど受動喫煙等については載せてございますが、再度「広報みはる」4月号に、健康増進法の一部改正された法律が施行される旨の文書を掲載いたしまして、町民の方にお知らせし、ご理解を求めます。

また、町で作成しましたチラシ等を集会所に貼っていただきますようお願いをいたしまして、周知に努めて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 町民に対する禁煙への働きかけについて、2点再質問いたします。

がん研究振興財団によりますと、がんの発生のうち、たばこが原因を占める割合は、男性で30%、女性で4%と推計され、2008年の例で見ますと、たばこを吸わなければ、14万人ががんにかからずに済んだという計算になるそうです。

また、WHOによりますと、この健康増進法のような禁煙法を取り組んだ国では、急性心筋梗塞の危険度が20%も低下したと報告されています。

寿命で換算すると、たばこを吸う人は吸わない人と比べて、男性で8年、女性で10年も短いことがわかっております。

先ほどの財団によりますと、たばこを吸っている方のうち、やめたいと思っている方の割合が、男性で32.8%、女性で42.8%もいるそうです。この法律の施行をきっかけに、住民健診などのときに禁煙を勧めるパンフレットを渡したり、あと、禁煙外来を紹介するなどの禁煙を勧める啓蒙活動を取り組めないか伺います。

2点目、禁煙は、ご本人の意思だけではかなり難しく、何回か失敗して禁煙できないでいるという方のお話も伺っております。禁煙外来のような、禁煙のための相談や治療をしてくれる医療機関が三春町にあるのかどうか伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、受動喫煙防止は健康被害を予防するための取組みであり、禁煙のよいきっかけであります。

町としまでも、集団健診の際や健康イベントなどの機会にあわせて、簡易の肺年齢測定など取り入れた禁煙相談を実施しております。町保健師による相談や情報提供は、随時、個別にも対応しております。

今後、さらにそうした取組みを進めたいと考えます。

2点目のご質問ですけれども、町内では3つの医療機関が届け出をしております。平成18年度からは、治療を受ける方と医療機関双方が一定の条件を満たす場合には、保険診療が適用されることとなっております。

詳しい内容についても、今後広く周知し、禁煙を希望する方を支援して参りたいと考えます。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番（山崎ふじ子君） 医療機関名がわかれば伺いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 私どもでは3カ所承知してございますが、今現在、そういった禁煙外来に関することを継続してやっているかどうかの確認はしておりませんでしたので、それを確認した上で、後ほど議会事務局のほうに資料を提出させていただきます。よろしくお願いします。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○5番（山崎ふじ子君） 第2の質問をいたします。

滝桜観光におけるコロナウイルス対策について伺います。

コロナウイルスの流行により、全国的にイベントが中止になったり、観光を自粛する状況になっております。

滝桜観光は、我が町にとって大変重要な産業であります。コロナウイルス対策を講じることにより、多くの方に足を運んでもらえるよう努力すべきと考えます。大変厳しい状況であります。以下の対策について取組みはできないか伺います。

1、シャトルバス、チケット売り場、簡易トイレなどに、手指消毒液を準備することはできないのか。

2、チケット売り場にマスクを置き、安い値段で販売することはできないのか。

3、これらの取組みを、町のホームページや観光案内でPRすることはできないのか伺います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 1点目及び2点目についてお答えいたします。

マスクや消毒用アルコールなどにつきましては、現在品薄で入手が困難に状況にありますが、その対応について検討して参りたいというふうに、現在は考えてございます。

3点目について、今般のウイルス対策に関する取組みにつきましては、事前アナウンスをホームページなどにて広く周知する予定でございます。

なお、ウイルス感染状況がさらに深刻した場合においては、ホームページなどで適宜、状況の情報提供を行うとともに、来場を控えるお願いなどの周知も必要であるというふうに認識しております。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番（山崎ふじ子君） 今現在、マスクや手指消毒が入手することが大変困難な状況になっておりますが、町の備蓄は、こういった観光客に対応できるほどの備蓄があるのか伺いたいと思います。

また、今後、国はメーカーに増産の依頼をしておりますが、町で入手の見込みは立つのかどうか、今わかっている状況でお答えいただければと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 まず1点目の、町の備蓄分が観光客のほうに振り分けができないかということですが、現在のところは考えてございません。在庫数が限られておりまして、万が一感染の深刻化が出た場合は、関係課職員並びに関係者が、全てそういった資材を使用しての対応が出て参りますので、そちらを優先させていただきます。申しわけございません。

また、あと、国の増産体制については、私どもでもぜひともこういった事態にも、場合によっては優先して配分していただけるような、そういった要請はして、関係機関のほうにはしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 10番篠崎聡君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○10番（篠崎聡君） 議長からのお許しがありましたので、通告に基づき質問をいたします。

私の第1問目も、新型コロナウイルスに関する質問となります。

現在、新型コロナウイルスが世界中に驚異的な速さで広まり、肺炎により多くの方が死亡しております。

当三春町でも、国内での感染者の発生を受け、1月31日に保健福祉課長を本部長とする警戒対応本部体制をしいて、チラシの回覧を行ったり、町からのメール、防災無線、ホームページ等で注意喚起を行って参りました。

さらに、町では、福島県での感染者が発生する前の2月28日に、坂本町長を本部長とする対策本部をつくり、先手管理をしているということで、その点については評価したいと思います。

しかし、町の皆さんが知りたいのは、具体的な町の対策の情報提供です。なので、できるだけ具体的な回答をお願いしたいと思います。

1つ目ですけれども、現時点での福島県と三春町の患者の発生状況はどうなっているのか。

2つ目は、三春町の町内の病院で、新型コロナウイルスのPCR検査を受けることができるのかどうか。

3つ目、もし町内で感染者が確認された場合、感染者の隔離や濃厚接触者への対応をどう考えているのか。

4つ目ですけれども、教育現場の幼稚園、保育園、児童クラブなどで感染者が発生した場合の対応をどうしているのか。小中学校につきましては、明日から臨時休校となる予定となっておりますので、参考までにお答え願います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 新型コロナウイルス感染症は、ことし1月に国内初の感染者が確認されて以降、現在では国内各地で患者が発生し、連日報道がなされ、町民の皆様においても、生活の中で深刻な問題となっております。町としては、国が示す基本方針を受け、最新情報の収集に努め、日々対応に当たっているところでございます。

2月27日の全国小中学校休校要請発表を受け、翌28日に警戒対応本部会議を開催し、三春町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。町の基本方針としては、個人や集団での予防策を徹底し、感染拡大防止に最大限取り組むことを主として、町主催事業のイベントや集会などの中止・縮小、イベントなど主催者に対し自粛の検討要請、小中学校の休校、症状のある場合の受診方法の周知徹底、相談窓口の設置対応などについて課題を共有し、協議いたしました。

1点目の質問にお答えします。

県は、2月27日付で、2月23日までに県内で検査した21例は全て陰性と発表しています。その後も、三春町を含め、県内の患者発生は報告はありません。23日以降も引き続き検査は継続されていると思われるため、今後の動向に注視して参ります。

2点目の質問についてですが、新型コロナウイルスの検査については、現時点では全て管轄保健所の指示で実施されており、検査を行う医療機関名は公表されておられません。

今後、一般の医療機関で実施できる体制を整備する方針とされていますので、引き続き情報収集に努めます。

3点目のご質問ですが、指定医療機関での検査の結果、陽性であると確認された場合は、その病状に応じて、県が必要な対応を決定いたします。入院が必要な場合の医療機関についても、県の判断で決定されます。同時に、濃厚接触者の特定と健康状態の把握や経過観察についても、同様に県が判断し、実施します。

患者が発生した場合の公表についても、個人情報の保護に配慮し、県が内容を決定することとしております。町は保健所と連携を密にして、必要な対応に努めて参ります。

4点目の質問にお答えします。町内の幼稚園などに通う児童生徒などが、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、国から示された措置方針に基づき、当該施設を臨時休校または休園といたします。措置対象とする施設の範囲や期間につきましては、県とも協議の上、決定いたします。

なお、国からの要請に基づき、町内全ての小中学校につきましては、3月4日より当面の間、臨時休校とする決定をいたしました。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○10番(篠崎聡君) 第2の質問、環境問題について移ります。

現在、生ごみは可燃ごみとして多くの割合を占め、焼却処分されています。焼却すれば、温室効果ガスである炭酸ガスを大量に発生し、環境に大きな負荷がかかります。

また、可燃ごみとして処分する中には、食品ロスとなっているものもあります。

ですので、発生した生ごみを堆肥化して、地球に戻すリサイクルをして環境保護をしてみたいかがでしょうか。

それでは、お伺いします。

1つ、家庭用の生ごみ処理機、コンポストというものがあるのはご存じでしょうか。

また、2つ、県内でも一部自治体では、生ごみの減量や環境保護のために、コンポスト購入のための補助金を出しているところがありますけども、ご存じでしょうか。

3つ目ですけども、三春町では、現在、補助金の制度がありません。可燃ごみの減量、環境保護のために、コンポスト購入の補助金を出す考えがあるかどうかをお聞かせ願います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 1点目、2点目は関連しますので、あわせてお答えいたします。

生ごみ処理機は、家庭から出る生ごみを発酵、分解させることで堆肥を生成し、生ごみを減量化及びリサイクルができる装置であり、密閉型容器、電動式生ごみ処理機など、さまざまな種類があります。

また、県内の一部の市町村では、生ごみ処理機購入に係る補助金を交付しており、補助率は購入価格の2分の1、上限額を電動式生ごみ処理機では2万円から3万円程度、コンポスト容器では3,000円程度の補助をしております。

3点目ではありますが、平成8年度に、町でも生ごみ処理容器の補助金を交付していたことがありましたが、ほぼ必要とされる世帯について普及したため、取りやめた経緯があります。

今後、高齢化社会に向け、ごみ処理方法を検証したいと考えておりますが、生ごみ処理機の活用については、この中で判断して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 6番鈴木利一君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○6番(鈴木利一君) 前に通告してあります3点について質問したいと思います。

まず1点目ですが、NPO法人による町内での公園整備についてであります。

最近、町民の方によく言われるのが、旧中学校、向かいの山の、山の木が切られて地肌が見えているということで、土砂崩れは大丈夫なのかと、よく聞かれることがあります。

昨年の台風19号では、三春町でも土砂崩れなどの多くの災害が出ました。その後だけに、特に心配されているものだと思います。

そこで、次の4点について質問いたします。

まず1点目ですが、旧三春中学校の向かい側の山で伐採などの工事が進められ、公園整備が進んでいますが、町との関係はどのようなになっているのか。

2点目、防災ハザードマップでは、急傾斜地に指定されていますが、問題はないのか。

3点目ですが、地元への説明は十分にできているのか。

4番目、完成後の長期的な維持管理はどのような計画になっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 1点目の質問についてですが、NPO法人三春楽しい地域づくりの会が事業実施主体となり、中心市街地の活性化を目的として、大町、荒町、北向町、北町で囲まれている、通称、紫雲寺山を公園として整備する事業になります。

具体的には、三春花の丘公園開設事業として、1年目には立ち木を伐採し、2年目と3年目に、散策路整備や桜・桃・梅などを植樹し、公園として整備していくものとなっております。福島県のサポート事業の採択を受け、補助金を受ける予定になっており、町としても事業の趣旨などを踏まえ、補助金の交付を予定しているところであります。

2点目の質問についてですが、急傾斜地の指定は福島県が管轄しており、NPO法人では、事業を開始するに当たり、福島県との協議を行った上で事業に着手しているとの報告を受けております。町に対しては、風致地区における手続や伐採届の提出など、必要な手続は済んでいる状況でございます。

3点目の質問についてですが、NPO法人では事業を開始する前に、地権者の同意や周辺行政区長に個別に説明を実施したとの報告を受けておりましたが、本格的に事業が開始され、立ち木の伐採が進むことで、周辺住民からの問い合わせが役場にも寄せられるようになりました。このため、NPO法人に対して、改めて住民向けの説明会を開催すべきとの指摘をしたところであり、あわせて立ち木の伐採による土砂流出などの安全対策についても指摘したところでございます。

4点目の質問についてですが、維持管理体制については、当初から町も指摘しているところであります。NPO法人からは、地域住民と連携した体制づくりを検討していくとの話を伺っておりますが、具体的な内容については、まだ示されていない状況であり、維持管理体制や安全対策などについては、町として今後も注視していきたいと考えております。

しかしながら、民間主体でこうした取組みが進められるのはすばらしいことと考えております。三春町の新たな名所が誕生することに、期待をしているところでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） まずは、この整備が進められているところなんですけど、ここに町有地は含まれているのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本企画政策課長。

○企画政策課長 お答えいたします。

計画地の中に一部町有地が含まれてございます。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） 町有地が含まれているということで、町としても非常に関心が持たなければならない。そして、指導もしていかないとならないというふうに思います。

そこで、急傾斜地についてなんですけど、答弁では、急傾斜地については、これは県の指定だからというようなニュアンスであったんですが、それでも昨年の台風19号では、町内では本当に多くの土砂崩れなどが町内でありました。

急傾斜地が県の指定だからということであっても、町でもって、災害があるのは三春町ですので、三春町として急傾斜地について、もう少し力を入れて、県だからということじゃなくて、もっと対策を立てていかなければならないんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本企画政策課長。

○企画政策課長 お答えいたします。

冒頭答弁したとおり、各種法手続が既に済んではございますけれども、議員おただしのおりに、町としまして、令和2年度には、地元のこのNPO法人で散策路の整備など、具体的な計画がまた始まるようでございますので、町としましても、土砂流出などの安全性を、その計画をしっかりと確認しながら指導して参りたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） あと、答弁の中で、町でもかなり心配している。あと、具体的に、まだまだ具体的なものが出てきていないということなんですね。維持管理体制、そして安全対策などについても、まだまだ不十分であるというふうに思うんですが、これからも、三春町としても補助金が出る、出す予定だということがありますので、特に指導、具体的になっていないものは具体的にさすで、早急にさせていくということが必要なんではないかというふうに思いますが、その辺の町の考え方。

あと、町から補助金が予定されていますが、これから毎年この補助金について出すような予定をしているのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本企画政策課長。

○企画政策課長 まず最初に、補助金のほうでございますが、県のサポート事業ということで、県の補助を受けてございますが、これが3年間の補助でございます。

町としましては、この趣旨に鑑みまして、3年間は町の補助も出したいと、今のところ考えているところでございます。

それから、維持管理等でございますが、計画書の中では、NPOの計画書の中では、地域と連携した管理体制を構築していくというような計画書になってございますので、それらがきちっとどのような形で具体的に管理体制を構築していくのか、引き続き補助を出す立場でもありますので、確認をして参りたいと考えているところでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） 町民の方が、かなり多くの方が心配をしている。それは、駅のほうから来ると、あそこが丸見えになって、山が樹木がなくなっている。山が裸になっているという状態なんですよ。それだけに心配しているということだと思います。

特に、地元について、まだまだ説明不足ではないのか。地元の方も、なかなか理解していないというのが現状ですので、地元のほうに説明をきちんと町のほうでも指導してやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本企画政策課長。

○企画政策課長 地元への説明ということでございますが、町もNPO法人のほうも、そのように考えておるようございまして、具体的に申し上げますと、3月、今月でございますが、まずは地元の荒町のほうで説明会を行うというふうに聞き及んでおります。

法人のほうでは、引き続き北町、それから大町地区でも、時期を見て説明会をしていきたいという考えであるということを確認してございます。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○6番（鈴木利一君） 2点目ですが、子ども議会の開催についてであります。

子どもの権利条約が国連で採択され、日本でも批准してから、昨年で25年が経過しました。この条約は、18歳未満の子供を保護の対象としてだけではなく、権利の主体として、子供に保障されるべき権利をうたっております。その中の一つとして、意見表明権があります。この子ども権利条約の理念や原則を具体化する取組みの一環として、子ども議会は有効だと考えております。

また、近年、若者の政治に無関心、政治離れが進み、選挙での投票率が低下しております。

こうした状況の中で、子供に自分の地域や行政に関心を持ってもらい、公民的な基礎を養うことにより、地方自治への関心が高まればというふうに思っております。

そこで、子供たちが子ども議会を通して、町や地域にどのような問題があるのか。また、行政や議会の役割などを実際に学ぶことで、見識を広め、地域や政治に関心を持ち、公民としての社会参加の意義を知る機会として子ども議会を開催する考えがあるのか、お伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 教育上の観点からは、未来において民主主義社会を支える子供たちが、若い時分からこのような体験ができることは、非常に有意義なものであると考えております。

折しも小学校においては、10年ぶりとなる学習指導要領の改訂に伴い、授業改革が要望されているところであります。画一的な授業にかえ、子供たちが主体的・対話的で深い学びを実現させる授業の実践により、改革を進めようというものでございます。

子ども議会の開会など、授業の一環として取り組むことができれば、深い学びにつながる授業改善の実践の場とすることができると考えております。

一方、多忙をきわめている教育の現場におきましては、来年度からプログラミング教育の導入や英語の教科化、必修化がなされるなど、教師の負担がさらに増えるという状況にあります。

こうした点を踏まえ、総合的に考えますと、既に学校のカリキュラムが固まっている現状から、来年度の実施は難しいものと考えますが、多忙化解消を目指している教育の現場に配慮しつつ、効果的な授業の実践につなげられるよう、十分な計画性を持って取り組むことができれば、開催も可能であると考えております。前向きに検討して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） 答弁の中では、来年度はちょっと難しいんじゃないかというお話でした。

福島県内も、多くの市町村で、子ども議会が開催されております。子ども議会によって、子供たちの考え方、そして意見が取り入れられれば、子供たちに住みよい環境づくりが、町としてもできるんじゃないかというふうに思います。

なかなか来年度からは難しい。確かに、いろんな教育がやらないとならないという中で、大変だと思いますが、そんな中で、例えばですが、夏休みを利用して、その期間に開催をする。通常の授業時間ではなくて、そういった長期の休みのときを利用して開催するというふうな、具体的なことも進めてはどうなのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 先ほど申し上げましたとおり、子ども議会が子供たちにとって、より質の高い学びとつながるようにするためには、やはり授業との関連が欠かせないということを考えております。

例えば、小学校6年生では、公民的な学びが初めて出てくるのですが、ここでは民主政治が日本国憲法の基本的な考え方になっているということをもとに基づき、立法・行政・司法の三権がそれぞれの役割を果たしていることや、国や地方公共団体の政治には、国民主権の考え方のもと、国民生活の安定と向上を図る働きをしているというような学びを、社会科の学習を通して進めていくことになるんですが、この一環で考えていきますと、身近にある問題について、子供たち一人一人が課題意識を持ち、そして、それが自分の生活に息づいているということを、現地の見学や調査を、各種資料などを通して調べたりすることの一環で、この子ども議会が開催されれば、より深い学びになるというふうなことが期待されておりますので、検討の材料としましては、やはり教科の学びと同一の考え方のもとに進められることが、効果的な子供たちにとっての学びになるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） 教育の一環として、十分に事前に学んでということだったと思いますが、公民が出てくるのが6年生からという話で、前向きに検討したいというところで、開催するとすれば、対象とする児童生徒さんは、例えば6年生以上からここまでですよというふうな、漠然とした考えでも結構なんで、何か考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 ただいま6年生の学びについて、お話を申し上げました。

これが中学生になるとどうなるかということも、ちょっと申し上げておきたいと思うのですが、中学校3年生の公民の内容では、民主政治と政治参加ということが大きな学習の対象となります。

例えば、地域社会における住民の福祉は、住民の自治的努力によって実現し、その住民参加による住民自治を基本とする地方自治の考え方が、地方公共団体の政治の仕組みを貫いている基本的な考え方だということあたりも、大変魅力のある素材だというふうに考えております。

したがって、現在の段階では、小学校6年生から中学校3年生、どの学年の児童生徒の参加に焦点を当てるかは、また変わってくるかと思いますが、どちらをとっても非常に意味ある学びとなることは間違いございませんので、そのあたりを想定しながら計画を考えて参りたいと思っております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第3の質問を許します。

○6番（鈴木利一君） 3点目ですが、除染仮置き場の搬出後の跡地についてであります。

東日本大震災、東京電力第一原子力発電所の事故から、ことしの3月で9年になります。除染作業も終了して、現在は仮置き場からの除染土の搬出を行っておりますが、搬出後の仮置き場の考え方について、次の3点について伺います。

1点目、除染仮置き場からの搬出計画はどのようなになっているのか、伺います。

2点目、搬出後の跡地について、原状回復する際の手順はどのようなになっているのか、伺います。

3点目、町として跡地利用の考え方はどのように考えているのか、伺います。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 1点目の仮置き場からの搬出計画であります。環境省では、県内各地の仮置き場に保管されている除去土壌などを令和3年度までに搬出することを目指しており、三春町については、令和2年度中に、全ての仮置き場から除去土壌などの搬出が完了する予定となっております。令和2年度の具体的な搬出スケジュールは、今後、環境省と協議の上、決定することとなっております、決まり次第、町民の皆様にお知らせいたします。

2点目の原状回復する場合の手順についてであります。環境省や県の指針では、除去土壌などの搬出が完了した年度、またはその翌年度中には、仮置き場の原状回復をすることが望ましいとされており、原状回復のための工事を行う場合は、工事着工予定の6カ月前までに、環境省や県との協議を行うこととなっております。

3点目の仮置き場の跡地利用についてですが、まずは、仮置き場の設置にご協力をいただいた地権者の意向確認が重要であると考えております。

同時に、地域関係者の意向や、仮置き場を整備した当時の経緯、立地や規模、周辺環境などの条件、新たな土地利用を行う場合の財政負担など、さまざまな要因を踏まえながら、町としての考え方を整理したいと考えております。その上で、地権者や地域関係者、議会との協議を重ね、仮置き場の取り扱いの方向性を決定したいと思います。

なお、仮置き場からの除去土壌の搬出スケジュールや原状回復をする場合の協議スケジュールを踏まえれば、ことしじゅうには方向性を決定しなければならないと考えているところであります。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） 原状回復については、環境省などでは、完了した年度、またはその翌年度中には原状回復することが望ましいとされているということは、早急に戻しなさいよということだと思うんですね。

三春町では、2年度中には全て搬出するという計画の中で、この環境省の手順からいけば、2年度もしくは3年度中には原状回復しなさいということだと思います。

そこで、こういった早急という中で、ことし中には具体的に何とかしていかないとしないと、計画しないとしないという中で、ことしもあと9カ月ということで、今現在、地権者や地元の方との話し合いなり意見聴取というのはされているのかどうか、伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本企画政策課長。

○企画政策課長 お答えいたします。

地元との協議ということでございますが、沢石まちづくり協会、それから岩江まちづくり協会の皆さん方と、要望があれば要望を伺うというような話し合いをした経緯はございます。

具体的には、それを踏まえまして、沢石まちづくり協会のほうから、地元の要望というのを取りまとめて町に提出していただいたという経緯でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) 今、2カ所とは話し合いが持たれたと。岩江からは要望が出された、具体的な要望がされたと、岩江。沢石ですか、からは出されたということですが、残りの地区について、これからの話し合いの計画などはどのようなになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本企画政策課長。

○企画政策課長 お答えいたします。

今後の予定でございますが、先ほど答弁したとおり、年内中には計画をまとめたいと考えてございますので、早々に各地区の関係者と協議に入りたいと考えてございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 4番新田信二君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番(新田信二君) さきに通告してあります2件につきまして質問いたします。

1つ目、新型コロナウイルス拡大に伴う対策について。

国内関東圏中心に拡大を続けている新型コロナウイルスによる肺炎の感染に伴い、東京都周辺については、会議・研修等が延期、または中止となっています。また、子供や家族連れ向けの各レジャー施設でのイベントの取りやめや臨時休園といった動きが急速に広がっている。国内感染者は、病院で確認されているだけでも850人を超え、肺炎で死亡者、または重体の感染者も出ています。

そして、最近では、小学生・中学生も感染が判明しており、教育現場にも影響が出ています。

今後の町の対応をお伺いします。

1つ目、幼稚園を含み、教育現場等への支援対策について。

2つ目、町民に対しての各地域の支援対策について。

3番目、滝桜を含め、観光シーズン中における県外からの観光客への対策について。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 新型コロナウイルス感染症に対する町の基本方針と主な対応については、10番議員の質問に対する答弁のとおりであります。

1点目の質問にお答えします。

幼稚園を含む、教育現場などへの支援対策といたしましては、国などから発出される通知に基づき、正確でわかりやすい情報提供に努め、感染防止対策を徹底いたします。

なお、万が一、教育現場などにおいて感染者が発生した場合には、速やかに臨時休校などの必要な措置をとるとともに、消毒用薬品類を提供するなど、施設内の消毒対策に必要な支援を行います。

2 点目のご質問にお答えします。

町民、各地域への支援対策としましては、第一に感染予防対策に関する、正確でわかりやすい情報の提供に努めております。

また、地区のイベントや集会時の予防対策の方法や症状や不安など個別の相談などについては、保健師による助言や資料の提供を行っております。

今後は、さらなる状況の変化に合わせて、防災無線や防災メール、町ホームページなどを通じて、適宜、適切な情報提供に努めて参ります。

3 点目のご質問につきましては、5 番議員の質問に対する答弁のとおりでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○4 番（新田信二君） 1 点目につきまして、ただいまの政府から要請で、3 月 4 日から小中高校が休校となり、その後 24 日から春休みに入ります。

このことが本当に感染拡大対策の選択だったのか、52 市町村での取組みとなりますが、逆に保育所・幼稚園は休みとならず、そのほか児童クラブ、三春でも「まほらっこ教室」等は休業になっておりません。

今回の政府、県教育委員会の指導には一貫性がなく、特に陽性反応がない市町村においても、批判の声が多くなっております。政府、県教育委員会での各市町村での取組みに任せたほうがよかったのではないかと思います。三春町としての考えをお聞かせ願います。

あと、もう一点。現在の小中高校生のマスクに関して、これ町の対応か、個人の対応か、お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 1 点目の国の今回の措置は効果的であるか、町としてはどう思うんだという趣旨のご質問だと思うんですが、町といたしましては、目的が新たな感染症のウイルスでございますので、それに対する備えを万全にするということでありまして、国・県の対応について評論する立場にはないと思います。

とにかく町民の方に、そういった被害の発生がないように、全力を挙げて取り組む、そういった姿勢で臨みたいということでもありますので、評論については申し上げる立場ではないというふうに考えてございます。

2 点目の小中学生のマスクの着用ということですね。じゃ、教育長のほうから答弁申し上げます。

○議長 添田教育長。

○教育長 小中学生のマスクにつきましては、基本、家庭から学校へ持ってくるという形になります。学校に特別な数、備蓄の数はない状況でございます。

今のところ、明日から休業日になりますが、子供たちは家庭で準備したマスクで学校に登校しております。

○議長 質問があればこれを許します。

○4 番（新田信二君） 3 点目なんですが、ちょっと 5 番議員の。

○議長 新田議員、「議長、4番」って、はっきり言って。ただ「はい」では指名しませんので。指名されてから質問するようにお願いします。

○4番(新田信二君) はい、議長。4番。

○議長 新田信二君。

○4番(新田信二君) 3点目の質問は、5番議員の町からの答弁で理解をしておりますが、補足で、現在、観光会社、バスツアー等の問い合わせ、情報等で、来町者予定が多いのか少ないのか、わかる範囲で。

あと、売店を。今回、滝桜売店を出店するのかどうか。お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

永山産業課長。

○産業課長 今ほどのおただしなんですが、来町予定者、町に来る人をどのような状況かということなんですが、町内においての宿泊施設については、予約のキャンセル等が発生しているというのは聞き及んでおります。

それと、先ほどからお話がありましたように、イベントの中止、それから不要不急の外出等の自粛というのが知れ渡っておりますので、ことしについては、滝桜の観光客減少するのではないのかなど。具体的な数値までは把握できませんが、状況的には、そのような状況となっております。

それと、売店の出店については、今週末に出店者説明会実施の予定なんですが、一応、写真撮影する業者の方、事前に予約が普通は相当入っているんですが、ことしはちょっと厳しいような状況だということで、ただ、出店を取りやめるとか、そういった話までは、まだ伺っておりません。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○4番(新田信二君) 2番目の質問入ります。

ごみ焼却施設及び今後の施設の運営について。

令和4年度で田村広域組合が解散に伴い、田村市・三春町・小野町の1市2町での、今後の田村地方のごみ焼却について検討を重ねているところであります。

全国的にも、人口減少とともに、ごみ焼却施設の運営、維持管理が問題化され、定期的な維持管理、整備を適切に行っても、通常30年程度が寿命、それ以上利用することは、整備、修繕費の高上を招くことになります。

町民にとって、ごみ処理施設は重要ですが、迷惑施設でもあります。

そこで、次の点についてお伺いします。

1点目、昨年、西部環境センター地元説明会において、2カ年延長後、さらに15年の延長をお願いした理由はなぜか。

2つ目、令和5年3月31日まで、田村広域行政組合が存続する中で、西部環境センターの帰属先の説明をしているのは、なぜ急ぐのか、お伺いします。

3つ目、西部環境センター業務開始時期前に、地域に対して迷惑料、地域活性化資金が支払われたそうですが、何に使われたのか、お伺いします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 1点目及び2点目につきましては、さきの2番議員のご質問に対してお答えしたとおりであります。

3点目でございますが、当時、三春町の西部環境センター及び常葉町の最終処分場の建設に先立ち、田村広域行政組合から、それぞれの町に活性化施設整備交付金を交付することといたしました。

三春町では、地元から地域活性化交流施設の要望が出されたことを受け、平成17年に北部三地区の地域活性化を図るため、田村広域行政組合の活性化施設整備事業交付金を財源とした三春町地域振興整備交付金を、北部三地区連絡協議会の前身である田村西部環境センター建設促進協議会に交付いたしました。それらが北部活性化交流化施設の整備費用として活用されております。

なお、この交付金は迷惑料という趣旨のものではありませんので、ご理解をお願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○4番(新田信二君) 1番につきましては、2番議員の質問の答弁で理解はされましたが、北部三地区での説明会におきまして、15年間我慢してきた方々が多く、今回、また2年の延長のほかに、また15年の延長ということで話が多かったために、やはり反対者は一日でも、一年でも早く、ごみ処理場がなければ、地域の環境もよくなり、今まで反対派、賛成派と分かれ、まつりごととも中止となっていたが、再開し、若者が増えるようにしたいと。

三春町単独では、運営は多分難しいだろうと。将来的にかなりリスクの資金がかかることもあり、町の財政も将来厳しいことになることと思うと。このことは北部三地区ばかりでなく、町民全体、または将来の子供たちの問題となるのではないかと。

3月の定例会で帰属先も議決することなので、田村市・小野町は、三春と共同体でごみ処理場を運営したいと言っているのだから、田村市の方性を待っているのではなく、当初から優先に、1市2町で取り組むべきと考えるというような話を聞いております。

その辺、再度ちょっと町側にお伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 地元における説明会の中で、反対を唱える方のご意見も十分に伺ってございます。

最終的には、さまざまな要因がございます。その中であっても、いわゆる先ほど申されたような迷惑施設と言われないうえにも、引き続き十分な運転管理は続けていく所存でございますが、いずれにしても、地元の活性化施設の今後の活用、あるいは先ほども出しましたけれども、地域の振興、それらあわせた総合的な観点から取り組んで参りたい、そのように思っております。

いずれにいたしましても、そういった計画を策定していく場合には、町として基本となるたたき台をつくった上で、議会とも協議して、それで改めて地元に入っていく、そういった手順を踏んで参りたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどを賜りたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○4番(新田信二君) 1番目は理解できました。

2 番目も、2 番議員の質問の答弁で理解できましたが、3 番目の地域活性化資金につきまして、ごみ焼却施設、火葬場は、全国的になくってはならない施設であるが、地域にとっては迷惑施設で、地域に対しての交付金が支払われるのは当たり前のことと思います。

ただ、本当にその交付金が地域で生かされているのか問題です。

北部三地区にも、15 年前くらいですか、約 1 億円の交付金が支払われたと聞いております。地域の方たちが理解しているのは、きがるの湯ができたぐらいで、あとは何に使われたか、地域にはわからないといった疑問となっています。

また、壊すとき、万が一、西部環境センターが壊れた場合に、解体費は、きがるの湯の解体費はどこが負担するのかと、そういったことも心配のようであります。

ただ、地域がきがるの湯で、現在、喜んでいる方もおりますし、焼却炉は焼却炉、お湯はお湯で別途に考えることだと思います。

今後、ごみ処理場の問題は三春全体の問題ですが、位置的に北部地区にあるために、きがるの湯のお湯も含めて、こういった話し合いも含めて、再度、北部地区を説明会をお願いしながら、北部地区の安全安心をお願いしたいと思いますが、再度お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 ご質問の趣旨の中で、若干不明な点はあるんですが、活性化施設については、一部反対意見があるというのは地元説明会でも伺っておりますが、ただ、それより前に、当時、沢石地区を活性化したい、北部三地区を活性化したいという多くの方々が、建設促進協議会をつくられて現在に至っているわけです。そういった分を、まずはご確認いただきたい。

その中で、今、計画どおりに、日帰り入浴施設などを含めて、ある意味、順調に運営されているわけですから、そういった点をまずは評価していただきたいというのは、町としても、そのように見てほしいなというふうに思っております。

今後、解体費などの心配はあるんですが、先ほどお答えしたとおり、当然、利用者が案分すべきというふうに思っておりますし、今回の先立っての立地の帰属先を決めるに当たっても、清算業務については引き続き協議を続けていくと内容になっておりますので、その辺につきましては、現在の構成市町の間できちんとした議論をした上で、きちんとした清算事務に向けて、今後の対応を解消していくと、そういったつもりで臨んでおりますので、ご了解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 ここで暫時休憩いたします。再開は、午後 1 時といたします。

..... 休 憩

(休憩 午前 11 時 58 分)

<休 憩>

(再開 午後 1 時 00 分)

..... 再 開

○議長 再開いたします。

11 番佐久間正俊君、質問席に登壇願います。

第 1 の質問を許します。

○11番（佐久間正俊君）　ただいま議長の許しを得ましたので、さきに通告をいたしました2点について、質問をいたします。

まず、1点目といたしまして、三春町町民の住民健診について。三春町は年一回、町民の皆さんの健康維持のため、町内全域で健診を行っています。そこで、次の3点について質問いたします。

1点目、昨年の特健診で男性、女性、受診状況をお聞かせ願います。

2つ目、健診に行きたいが、車がないため行けない人に対して、町はどのようにサポートをしているのか伺います。

3点目、全国的に発生が多いと言われている胃がん、肺がん、大腸がんについて、町の受診人数は、また、がん発見はされているのか伺います。

○議長　第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長　1点目のご質問にお答えいたします。

国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方を対象とする特定健診の平成30年度の受診者数は、男性が640人で受診率41.3%、女性が773人で受診率53.4%であります。

2点目の質問にお答えいたします。

車のない方の受診に対する個別のサポートはありませんが、家族送迎に対する配慮として、土曜日や日曜日に受診ができるよう、休日健診日を確保するとともに、医療機関で受診できる施設健診の体制も整え、ご家庭の都合に合わせて受診できるよう配慮しております。

3点目の質問にお答えします。

胃がん、肺がん及び大腸がんの平成30年度の受診者数は、胃がん707人、大腸がん1,894人、肺がん2,493人です。また、各がんの発見数は過去3年間の累計で、肺がん6人、胃がん5人、大腸がん5人です。

がんは早期発見で治る病気であり、健診は何より重要な対策と言えます。今後も町民の皆様が健康で豊かな生活が送れるよう、さらなる受診勧奨や重症化予防事業の徹底に取り組んで参ります。

○議長　質問があればこれを許します。

佐久間正俊君。

○11番（佐久間正俊君）　受診者数ですか、これが、男性が640名で41.3%、女性が773名で53.4%、この数字を見ると、大分低いなというような感じはするんですけど、これに対してこの受診率を上げるとなればどういうふうな方法を考えているのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長　当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長　ご質問にお答えいたします。

健診の受診率を上げることは、町でも計画に立てて、毎年努力しているところであります。

課題となっていますのは、40代、50代の若い世代、特に男性の受診率が低迷していることにあります。町では、あらゆる機会を通じて受診勧奨を徹底するほか、未受診の方を掘り起こしのためにAIを活用したタイプ別の勧奨などを実施しております。

また、組織力を生かしまして、町、商工会などへも受診の勧奨など、ご協力についてお願いしていくなど、いろいろな形を通じて、健診の必要性和受診の勧奨を進めていきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

佐久間正俊君。

○11番(佐久間正俊君) ただいま受診率を上げるのにはいろんな面で角度から周知をしていくと、商工会あたりにも要請していくということですが、その一般の人にはどのように周知をしていくのか、なかなか一般の人、恐らく数少ないと思うんですけど、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 一般の方に対する周知ということですが、町では、この対象になる人は全員に、個別に個人の受診券を発送して、受診を勧めております。

時期としましては、4月の初めに全員を対象にして通知を出しておりますので、そういった形を通じて受診勧奨に努めているところでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○11番(佐久間正俊君) 第2の質問に移りたいと思います。

人間ドックについて。住民健診のほかに人間ドックというふうな方法がありますが、男性、女性で人間ドックを受けている人の人数はどのぐらいでしょうか。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えいたします。

人間ドックは国保加入者の35歳以上の方と後期高齢者医療保険に加入している方を対象に3万円を上限として、費用の半額を助成しております。

平成30年度の国保の助成人数は、男性23人、女性16人の計39人、後期高齢者医療保険の助成人数は、男性6人、女性3人の計9人です。

制度の周知を図り、健康管理に効果的に活用いただけるよう努めて参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

佐久間正俊君。

○11番(佐久間正俊君) この人間ドックに対しまして、町内、町外あるんですけども、町内、町外、どの程度の人数で受けているのかお伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご質問にお答えいたします。

町内、町外に問わず、助成の対象としておりますが、今、ここに町外、町内の件数についての数は持ち合わせておりませんので、後ほどご報告申し上げたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 9番松村妙子君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○9番（松村妙子君） さきに通告しました2件について質問いたします。

まず1件目、QRコードを使い、認知症、徘徊対策について。この件につきましては、以前にも一般質問をさせていただきました。そのときの答弁といたしまして、QRコードが効果的に三春町で活用できるためにはどのような環境づくりや準備が必要なのかということも含め、先進事例も参考にしながら検討していくということでありました。

改めて、このQRコードについて説明をさせていただきます。QRコードが生まれた背景には、認知症などを患う高齢者が行方不明になり、保護されたものの、場合によっては自宅へ戻ることができないといった問題や、徘徊してしまう高齢者を探し回る家族に大きな負担がかかっていることなどが挙げられます。

徘徊している認知症患者の方は、はたから見ると意味もなく、ただうろうろしているように見えるかもしれません。しかし、何かしらの原因やきっかけがあり、本人なりの目的があっての行動だとも言われております。QRコードには、徘徊の可能性のある高齢者自身の名前や電話番号を登録することができます。もし、個人情報の登録が心配される場合には、住んでいる自治体の名前や市町村を登録していれば、身元確認につながる可以说是いうことでもあります。

そこで、3点についてお尋ねいたします。

1つ目には、三春町の認知症高齢者の割合は。

2点目、高齢化が進む中で認知症の高齢者も増えていくと思われませんが、どのような取り組みをされているのか。

3点目、QRコードの活用については。お尋ねいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 1点目のご質問にお答えします。

令和2年2月現在で要介護認定調査結果から見ますと、軽度の認知症に当たる方は633人で、高齢者全体の11.3%、また、日常生活に支障を来すような症状や行動、意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする状態の中度以上に当たる方は343人で6.1%おられます。

2点目の質問にお答えします。

認知症施策の基本は、1、認知症に対する正しい理解の促進、2、困ったときの相談窓口の設置、3、予防と適正な医療の早期提供、4、本人、家族を支える地域の見守りネットワークの構築です。これらを実現するための町の取り組みとしましては、1、認知症サポーターの養成や各種予防教室の開催、2、地域包括支援センターでの相談支援や認知症推進員の配置、3、認知症初期集中支援チームによる専門相談と医療支援、4、民生委員や警察、消防、郵便局や新聞店との協定など、地域の見守りネットワークづくりなどがあります。

3点目のご質問にお答えいたします。

QRコードの活用については、平成30年の一般質問の答弁以来、検討をしていましたが、次年度から導入をすることとし、認知症による徘徊などで不安を抱える本人家族を支えるツールとして登録を進めていく計画としています。この事業をきっかけとして、地域の見守りネットワーク構築がさらに推進できるよう、関係各機関や地域の皆様のご協力をいただきながら、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めて参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○9番（松村妙子君） 1つ目の質問なんですけども、この軽度の認知症に当たる方が633名、日常生活に支障を来すような、この症状や行動、介護を必要とする方、合わせて今約1,000名の方がいらっしゃるということでもあります。

ということから、本当に家族の介護の大変さということはわかってくるかと思います。また、この3点目のQRコードについて、次年度より導入をしていただけるということでもあります。

そこで、2点ほどお尋ねいたします。

このQRコードを利用するに当たっては、個人の負担というのはあるのでしょうか。また、QRコードというのは、多分シール張るようになると思うんですけども、実際使用する方というのはいろんなところに張ると思うんですね。例えば外に出るときにいつも履く靴に張るとか、あと、つえを持っている方はつえに張るとか、服に張るとか、女性であればかばん、バッグに張るとかということに使われると思うんですけども、大体枚数というのはいく枚ほどあるのかお尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご質問にお答えいたします。

登録に関しての個人負担があるかというお尋ねにつきましては、まだ、次年度の新規の事業でありまして、決定している段階ではございませんが、シートを作成するために必要な負担の消耗品の分として、1人当たり2,000円程度の負担を考えているところでございます。

シールの枚数につきましては、1枚のノートサイズの紙に複数枚のシールがセットされたシートで1枚ご提供、さらに必要があれば、アイロン付で衣類にも装着できるようなQRコードのシールがありますので、そういったものについて選んでいただいて、対応できるような形に考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○9番（松村妙子君） 2件目の質問に入らせていただきます。

赤ちゃんの駅について。赤ちゃんの駅の設置について、赤ちゃんの駅とは、乳幼児を連れた母親がおむつがえや授乳に気軽に立ち寄れる施設であります。子育て家庭の外出を支援し、社会全体で子育てを応援する意識を育むための事業の一つでもあります。

これは、東京都板橋区が始まって以来、各地に広がっているということでもあります。あるアンケート調査によりますと、まず1つ目には、子供を連れて外出する際に不便を感じますかという問いに関しまして、約92%の方が不便を感じているということでありました。

2つ目の質問としまして、乳幼児連れの外出ではどのような不便を感じますか、1つ目には、おむつをかえる場所がない、2つ目には、授乳できる場所が少ない、3つ目には、トイレで自分の用が足せない、ベビーキープがない、ベビーカーなど一緒に入ることができないなどが挙げられました。

このアンケート調査結果ですが、三春町でも同様に感じているお母さんはいるのではないのでしょうか。

そこで、2点について質問いたします。

1、赤ちゃんの駅を設置している公共施設、民間施設はあるのか。

2点目、乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント等に移動式の赤ちゃんの駅を設置してはどうか。この2点についてお尋ねいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 1つ目の質問にお答えいたします。

乳幼児を連れた保護者が授乳やおむつがえのスペースとして、自由に利用できる赤ちゃんの駅は、現在、三春町保健センターのほかに、民間施設1カ所が県の子育てポータルサイトに赤ちゃんほっとステーションとして登録されております。

次に、簡易テント内に折り畳み式おむつ交換台や椅子を配置した移動式赤ちゃんの駅をイベント会場などにおいて活用してはどうかとの質問でございますが、既に移動式赤ちゃんの駅を貸し出し対応している自治体の例もありますので、利用実態などを踏まえた上で、対応を検討して参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○9番（松村妙子君） これは1件目の質問ですけれども、民間施設1カ所ということであったんですけれども、町なかを見ると、役場庁舎の隣にあるさわやかトイレ、あそこにもオストメイトのトイレのほうに、この赤ちゃんのシール、おむつがえのシールが張ってあったようなんですけれども、そういうところとか、民間の施設でもちょっとほかにもあるのかなんて思うんですけれども、そういう点で、シールを張るにはどのように対応されているのかと、あと2件目につきまして、簡易テント、赤ちゃんの駅のテントということなんですけれども、このテントを張るのに必要なもの、テントであったり、折り畳み式のおむつ交換台であるとか椅子が必要であるということなんですけれども、あるものを利用するというのも一つではないかと思います。

町では幾つかテントというのをイベントとかでも使っていますので、そういうテントを使い、また、椅子なんかも何脚か準備していただいて、そういう中で折り畳み用のおむつをかえる台というんですか、そういうのを準備していただければ、改めて買わなくてもいいのかなと思うんですけれども、そういうのを活用していきながら設置してはどうかと思います。

町では若者や子育て世代の定住促進を目的として、宅地分譲などもされております。子育て世代が増えれば当然子供の数も増えて参ります。イベントなどに安心して出かけられるように、お母さんたちがより安心して利用できるような環境整備をしていくことも大事であるかと思いますので、その点について、また再度お聞かせ願います。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 再質問にお答えいたします。

保健センターのほかに、授乳スペースとかおむつをかえるスペースが設置された場所があるということでございまして、現在、実際は設置はしてありますが、その県のポータルサイトに登録がされていないという施設は現にあるというふうなことでございます。

具体的に福島県の赤ちゃんほっとステーションという名称なんですけれども、登録の方法は、まずは登録要件として授乳ができる場所があるか、あとはおむつがえができる場所があるか

というふうなことで、これらの要件を満たせば、県のほうに登録申請をしていただきますと、県のほうからステッカーが配付されまして、そのステッカーを目につきやすいところに張って、子育て世帯の方々にお知らせをする、あとはあわせて県のほうで、県の子育てポータルサイト「すくすくひろば」というサイトですけれども、こちらのほうにもその情報が載せられて、子育て世代の方々に情報提供をするというような仕組みになっているということでございます。

2点目なんですけれども、簡易テントと椅子と既存の町のものを使って対応してはいかがかというふうなことでございますが、実際に町の既存のもので代用できるものについてはそのような形で対応をして参りたいというふうに考えております。

先ほど9番の議員さんおっしゃったように、この赤ちゃんの駅の設置目的は、やはり社会全体で子育てを支援する機運を高めていくということでございますので、町のほうも積極的に推進して参りたいと、このように考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○9番（松村妙子君） 再度、同じようなことになるかと思えますけれども、この民間の施設等で協力をしていただくということになると思うんですけれども、やはりこちらから声かけて、こういうのを設置してはどうですか、申請をしてはどうですかということで、声をかけていくことも必要かと思えますので、その点もしっかり取り組んでいただくべきではないかと思えますが、その点、よろしく願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 お答えします。

おっしゃるとおり、このような県の制度があるということをまだご存じない事業者さんもいらっしゃると思いますので、町のほうで積極的に登録の推進に努めて参りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 12番橋本善一郎君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○12番（橋本善一郎君） ただいま議長さんから質疑の許可が下りましたので、滞在型の市民農園の導入についてお伺いいたします。

高齢化、核家族化の進む中、三春町の農村部においても例外ではありません。作物をつくっても単価が上がらない、収穫、選別、出荷が高齢のために大変苦勞する。一方、都市部においても高齢化が進み、田舎において二、三カ月といった長期に滞在してのんびり農作業をして過ごしたいと思う方も増えています。

健康の維持増進、レクリエーションの場として、市民農園の数、活用をする人口も年々増えております。こうした都市部との交流を増やすためにも、滞在型の市民農園は必要ではないでしょうか。

農家、特に高齢者の所得向上にもつながり、また働く場の提供、収入の確保にも大きな貢献になります。附帯設備として、トイレ、講習会施設もでき、コミュニティーの場所が確保できることもあります。

日帰り型の市民農園を併設することにより、集客力が上がり、三春においても町においても、今後推奨するべきと思われますが、お考えをお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 現在、三春町内では、鷹巣地区にＪＡによる市民農園が開設されており、また、田園生活体験の場として、三春の里農業公園、田園生活館を活用した都市と農村の交流促進を図っているところでございます。

さらに、平成２９年度からは、都市部の方々を対象とした酒米の田植え、稲刈り、酒仕込みまでを一貫して体験していただく農村体験事業を実施しております。

今後もこれらの取組みを進めていくとともに、ご提案のありました滞在型市民農園についても調査研究して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善一郎君。

○１２番（橋本善一郎君） 滞在型の長期にわたる宿泊可能な市民農園においては、家族の住む地域において、クラウドファンディング等の活用も有効な方法ではないのかと考えております。地域振興の観点からも、ぜひ検討し、実施していく考えがあるかどうかお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

永山産業課長。

○産業課長 再質問のお質しですが、具体的指標として、クラウドファンディング、いわゆるネットを介して支援者にプロジェクトの賛同を得て、資金調達をするシステムだと思われていますが、そういったものにつきしては、その内容について、我々としても貴重なご意見として受けとめ、繰り返しになりますが、今後の調査研究の参考にさせていただきたいと、そのように考えております。

○議長 質問あればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 ３番井上聡君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○３番（井上聡君） 私は、三春町の人口減少対策に関して、せっかくこの場ですので、町民の方々も知られる場ですので、三春町民の方々とともに考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

三春町の人口は、現在、既に１万７、５００人と減少しています。町のホームページを見ますと、５年後には１万５、０００人まで減るとの予測が出ています。

私は、この三春町を存続させなければならないとの一心で議員に立候補、急遽いたしました。これは、ひとえに坂本町長をはじめとして、ここにいらっしゃる各職員の皆さんの頑張りをただただ全面的にバックアップしようと思ったからであります。と同時に、もう既に私の近しい人からも、もう郡山市と合併したほうが良いという声も上がっています。

この理由をちょっとお尋ねしたところ、例えば高齢者、また逆に児童の福祉関係の施設等、郡山と一体になれば、郡山、当然大きいところもありますので、そういう選択肢などが自由にできるからということですが、この辺に関しては、郡山市と仮定しまして、近隣市町村ともよく話し合っていけば、お互いにメリットとなることだと思いますので、そういう近隣市町村と話し合いを続けていけばいいと思っています。そう言う方もいらっしゃるんですが、しかし、この先、三春町がどんなに小さくなっていても、郡山市と合併するという選択肢は私は1ミリたりともないと思っています。いろいろ理由があります。その理由の大きな1つですが、既に合併した近隣の町の方々の話や状況を聞きますとわかりますが、大体おおむねこんなはずじゃなかったという声です。

近隣市町村合併された皆さんは、一様に落胆と合併に賛成したことを後悔し、悲痛な思いが伝わってきます。

これは私自身も、私がサラリーマン時代といいますと今から30年前から、特に昭和のときに合併した磐梯、熱海町ですが、私自身が身を持ってそのような惨状を見たり、聞いたりして参りました。もし、郡山市と三春町が合併したとすると、今まで合併された町の例を単純に三春町に当てはめると、まず、三春町は大きな郡山市にとっては、一番東側の端にある一つの地区となりますので、当然まずはこの三春町役場がなくなります。

12月完成予定の、隣に3階建ての立派な三春町役場ができますが、ここは郡山市の出張所として、その立派な庁舎の中に職員はせいぜい六、七人で窓口業務、住民票を出すとか、そのぐらいのことはやれるだろうということです。当然、議会も郡山市役所内で、郡山市の議員38名の議会で話し合われますが、大きな市でありますから、議題がどうしても、やはり郡山の中心の大きな問題となってしまうと、三春町の議題ではなく、一地区としての当然予算、三春町の独自の予算、三春町の独自の決定事項ということもできなくなります。結局、郡山市として決めたことに従っていくのみになります。

これは、他の市町村のパターンを三春町に当てはめただけではありますが、一言で言いますと、この三春町に住んでいること自体がどんどん困難になっていくということです。

このことの重大性をちょっと町民の方も共有、考えていただきたいと思ひまして、ちょっとあえてこういうネガティブな話をさせていただきましたが、質問のほうに入りたいと思います。

1番、これまでの対策と成果についてお伺いします。よろしくお願いします。

失礼しました。1番から4番までありますので、①、今まで取り組んできた対策を伺います。②、その成果を伺います。③、今後も対策を継続していく上での課題などありましたらお教え願います。④、これまでの対策を継続していけば、人口減少を食い止められるかお伺いいたします。よろしくお願いします。

大きな2番、これからの対策について、その①、今後の対策について、坂本町長のお考えをお伺いできればと思います。②、これからは人口減少対策を町の最重要項目にしなければならぬ時期に来ていると思いますが、いかがでしょうか。

大きな3番、問題に取り組む体制について。

今までの体制ですと、この問題に一番詳しいと思われる課長の方々にさえもどんなによい考えを持っていたとしても、一切何もいうことができない決まりがあるみたいです。さらに、3年ごとに大体配置が変わります。こうしたさまざまな縛りがある現体制では、とても困難が増すばかりです。

そこで、大震災のときにプロジェクトチームを組んだように、この人口減少の対策もプロジェクトチームを組んで、人口問題に特化した別枠をつくって、職員の方も何にも縛られず

に自由に発言でき、町民も町外も関係なく、民間や専門家も取り入れるなどして、この問題に思い切った戦略に集中して取り組んでいくのが最善と考えるがいかがでしょうか。

大きな4番、今すぐできて、かつ最も大事なこと。

この問題の根底にあって、まずはそれを解決しなければという問題があります。それは、肝心の三春の人が三春に住まなくなるということを聞いています。

小、中、高校生までは三春に住んでいます。その後、大学に進学するにしても、会社に就職するにしても、大部分の学生や就職者が一度三春を離れます。ここまでは他の市町村でもほぼ同じです。

問題はその後なのですが、立派な社会人となった若い世代が、また結婚して子育てしている若い世代がほとんど三春に住まないということです。戻らないということです。

三春に住む大人の方でさえも三春はいいと認識するのも難しいと思います。私自身がそうでした。

そこで一番大事な提案です。

既に、三春のよいところはたくさんあります。まずそれを三春町民にも、もちろん町外の方にも、この先、対策を実施していく上でも、まず三春のよいところを最大限アピールしていくということ、かつそれを日本国中に強く発信していくことが必要不可欠であり、少なくとも今の時点で一番集中して力を入れるべきだと思いますし、入れられることだと思います。

その具体的な戦略、あえて戦略という言葉を使うのがいいと思います。としまして、民間の実績の大きい広告代理店とタッグを組んで取り組むと考えますが、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 1点目のこれまでの対策と成果についてであります。人口減少や少子高齢化の進展が全国的な課題となる中、人口減少に歯どめをかけ、将来にわたり活力ある地域社会を持続することなどを目的とした、まち・ひと・しごと創生法が平成26年に施行されました。これを受け、町の人口の将来展望を示した人口ビジョンや具体的な目標や施策をまとめた総合戦略を策定し、雇用を支える産業支援や定住化を進める住宅施策の充実、子育て支援などの施策に取り組んできたところであります。

取組みの成果についてであります。総合戦略で目標としていた町内就業者数や年間転入者数については増加傾向となるなど、一定の成果が見られるものの、転出者数が転入者数を上回る社会減の状態や死亡者数が出生者数を上回る自然減の状態が続き、人口減少に歯どめがかかっているとは言い難い現状であります。

人口減少対策は、全国のほとんどの自治体がさまざまな施策を実施している状況ですが、いわゆる特効薬と呼べるものはないものと考えております。

急激な人口減少を緩やかにしていくために、今まで取り組んできた施策の評価や検証をしっかり行い、多様な視点から施策を充実させ、継続的に取り組んでいくことが重要であるものと考えております。

2点目のこれからの対策についてであります。先ほども述べた施策の継続的な取組みと合わせ、人口減少が進む中でも一人一人の住民が豊かな生活を営めるような地域づくりが重要であり、その地域づくりを担う人材の育成や確保が非常に大切なことと考えております。

こうした考えと合わせ、人口減少対策は町の最重要課題であることを認識した上で、今回、議案として上程させていただいた長期計画の後期基本計画や第2期の総合戦略に基づき、施策を推進していきたいと考えております。

3点目の人口減少対策に特化したプロジェクトチームについてであります。長期計画や総合戦略などの計画策定の際には、課長会において協議を重ねることや、全職員からの意見を募ることなどを実施しており、職員からの幅広い意見を的確に反映できるような体制をとっているところであります。

また、職員はどの部署であっても町の課題などを認識した上で業務を遂行していく、改善していくことが重要であるものと考えており、ご指摘の人口減少対策に特化したプロジェクトチームの設置は現在のところ考えておりません。引き続き、外部機関の委員や専門家、まちづくり協会、区長、議会など、幅広い方からの意見を取り入れながら、さまざまな施策を検討する取組みは、継続していきたいと考えております。

4点目の町の情報発信についてであります。町の主な情報発信の方策としては、広報紙やホームページがあり、それらを活用して、三春に住んでよかった、三春に住みたいと思っていただけるような町の魅力などについて発信しております。

また、誰もが見やすい内容で、必要な情報をリアルタイムに発信することにより、親しみを持ってご覧いただけるよう努めているところであります。

お質しの民間の実績の大きい広告代理店の連携や活用につきましては、内容を精査して、活用できるものがあれば取り入れて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

井上聡君。

○3番（井上聡君） 私、ここでの質疑初めてなものですから、ちょっと違ったことがあったらお許しください。

坂本町長が、この人口減少対策に関して、以前、ビジョンを私はあつてメモをとりましたら6項目ありましたけれども、できることならば、ここで言える範囲とかあるかと思いますが、坂本町長お考えの対策をできれば具体的に案でもお伺いできればと思いますがいかがでしょうか。

○議長 議長からお尋ねしますけれども、6つのビジョン、これは通告してあります。

全く関わりのない質問ですよ、質問通告した内容について、あれば、なければあれですけども。

井上聡君。

○3番（井上聡君） 大きな2番、これからの対策についての関連質問とさせていただきたいと思います。

○議長 井上議員、質問の内容を言わないと答弁できませんので。

○3番（井上聡君） 大きな2番の質問のこれからの対策について、その①、今後の対策について、坂本町長の考えをお伺いしますという事前通告の中で、今、ご答弁いただきましたけれども、もう少し具体的な、踏み込んだご答弁をお願いできればよろしく願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 これから必要な施策については、先ほど答弁させていただいたとおりであります。最も重視しているのは、先ほどの答弁の中にもありました。これからの地域づくりを担う人材の育成というふうに、機会あるごとに申し上げております。

この人材の育成につきましては、1つはゼロ歳から18歳、いわゆる高校を卒業するまで地元で育って、社会に出られる、そういった層を目標と言いますか、ターゲットとした人材育成、もう1点は、現在既に三春町内にお住まい、あるいは仕事をされている方が、今現在からこれから将来にかけて、この地域を維持していくために、さまざまな組織、あるいは祭礼などの伝統行事があります。そういった地区の行事などを担う人材の育成、そういったいわゆる大人の方が地域を支えていく、そういった人材育成をしなければならないというふうに、大きな2点について申し上げて参りました。

1つ目のいわゆるゼロ歳から18歳までの子供さんが育っていくに当たっては、三春町は教育長からも所信表明であったとおり、教育立町を標榜した町でございます。引き続き、それらの充実を図って、一言で言えば、郷土愛にあふれた人間として成長するに必要なあらゆる体験をこの三春町で積んでほしいというふうに思っております。

これが高校を卒業して、進学あるいは就職しても、三春町に対する愛着は非常に深いものというふうに思っております。現に各地区のさまざまな行事では、人口が少ない、人が減ったと言いながらも、若い方が戻ってきて、そういった行事を支えている例が幾つもございます。まずは、そういった郷土愛を育む、そういった子供さんを育てていく、そういった子供さんにふさわしい町の環境をつくり上げていくというのが1点目であります。

もう1点は、我々を含めた大人の世代が地域に対して諦めを言わないで、三春にはいいところがあるというふうに井上議員もおっしゃいました。そういった点をプラスに転じて、では、どういったことが今できるかを、この際にきちんと考えていただく、そういった機会をつくっていききたいというふうに思っております。

具体的には、選挙中から申し上げておりました地域のサロン事業、これはもともと介護保険の中から出てきた事業であります。その効果としては、地域の中のコミュニケーションを活発にし、お互いの意見交換ができる場でもあります。そういった場で地域に対する愛着、あるいは今後どういった地域にしたらいいかというふうな話が出てくるというふうに大変期待しておりますので、そういったサロン事業を進める、あわせて地域の拠点づくりも進めたいというふうに申し上げました。

これからは人口が減少して参ります。財政的にも厳しい時代が来るというふうに申し上げておりました。したがって、町の行政と地域の中でそういった地域に貢献する活動、さまざまな連携があるかと思いますが、そういった地域を盛んにする活動に対して、アイデアですとか、実際に労力として支援していただけるような、そういった人材を育てていきたい、そのためにはサロン事業と合わせて地域の拠点づくり事業も強力に進めていきたい、具体的な例を挙げれば以上のようなことを考えてございます。

○議長 質問があればこれを許します。

井上聡君。

○3番（井上聡君） 大変丁寧なご説明をいただきましてありがとうございます。

もし、この戦略に限って、何か町長のほうで思うところがありましたら、お伺いできればと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 戦略と呼べるかどうか、まだ熟度については自信ありませんが、三春町の特徴を最大限に生かすべきだというふうに思っております。

三春町は今まで合併しないで参りました。つまり、別の言い方をすれば、人と顔が見れる町が進められて、まちづくりが進められて参りました。したがって、各地区のまちづくり協会が非常に活発な活動をしております。そういったものを十分に活用する、あるいは三春の町内には歴史的なもの、あるいは滝桜をはじめとしたすばらしい景観を誇るようなものがたくさんございます。そういったものがほかの市町村に比べれば、いわゆる強みだというふうに思っておりますので、いわゆる小ぶりの町、あるいは歴史と文化を持つ、そういうのを誇りにしている町というものを積極的に活用していく、あえて戦略というふうなことであれば、そういったことを考えてございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 15番影山初吉君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○15番(影山初吉君) さきに通告しておきました1問5点について伺います。

小学校再編とスクールバス、町営バス運行のあり方について、総合的に数年をかけて検討すべきではないかということであります。

まず、1点目であります。近年、我が町では、1年間の出生数が、生まれた子供さんの数が90人前後であります。その90人前後の子供さんが7つの小学校に入学しております。そして、複式学級も増加しています。そういう中で、1番、小学校を再編すべきときが来ていると思いますが、町の考えを伺います。

2番、3番、4番は、町民バス、スクールバスのあり方ですが、令和元年度の予算は両方合わせて約9,000万、使用料、手数料は450万であります。弱者対策だから、手数料の450万もしようがないといたしましても、この事業を喜ばれる事業にすべきだと思います。そこで、2点、3点、4点目の質問をいたします。

2点目ですが、学校再編後、現在の町営バスをスクールバスへ利用し、混乗も含め、検討すべきではないかと思いますが、伺います。

3点目、町営バス運行を循環型からデマンド交通システムに移行してはいかがでしょうか、伺います。

4点目、デマンド化をし、各まちづくり協会へワンボックスカー1台を配置し、予約、スケジュール、運転も含め、地域ボランティアで運営してはいかがでしょうか、伺います。

5点目ですが、現在、運転免許証返納者には、令和元年は12万の予算がとられていて、令和2年度は20万を計上しております。そういう中で、この事業は返納者に喜ばれる事業だと思いますかということで、次の質問をします。

運転免許自主返納支援事業、バス回数券発行をしておりますが、この発行数と利用数を伺います。

以上、質問いたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 1点目の小学校再編についてお答えさせていただきます。

議員お質しのとおり、少子化の問題は教育の現場においても重要な課題であると認識しているところであります。このまま人口の大幅な減少が進めば、大きく児童数が減少し、学校

経営が難しくなることが想定されます。当然、再編等の検討が必要となることが考えられており、ことし2月に全ての小学校の学校運営協議会におきまして、令和8年度までの児童数についての情報の提供を進めてきたところであります。

就任以来、全ての学校の全ての学級を参観し、全て子供たちの学びの様子を拝見して参りました。

教育の現場に身を置いてきたものとして、三春の小学校教育の状況を申し上げますと、小規模の各小学校では、地域の方々の手厚い支援をいただきながら、三春の教育の理念が具現され、児童一人一人の個性や特性を大切にしたいきめ細かな指導が進められ、非常にいい教育を実践していると言えることであります。

一方で、小学校教育の現場では、来年度から学習指導要領が改訂され、授業のシステムが大きく変わろうとしています。

文部科学省が昨年12月に示したGIGAスクール構想では、学校の高速ネット環境が整備され、一人1台の端末が用意されるなど、子供たちの学びの環境が大きく変わろうとしているところでもあります。

また、他市町村で進められている小学校再編の状況には、メリットとデメリットが混在し、再編後の状況について調査し、総合的に判断することが必要であると考えております。

このようなことを踏まえ、これまでの議論の蓄積もいろいろあるところではありますが、今一度、小学校教育のあり方、特にデジタル時代の教育など、近い将来、子供たちに提供すべき教育サービスや環境がどのようになるのかを考察しつつ、考えをまとめた上で、想定される子供たちの負担の増加、さまざまな関係者や教育専門家の意見などを踏まえ、今後の小学校再編の可否、再編の時期や方法を含め、一から議論を深めていきたいと考えております。もとより、少子化の進展は予想以上に早いものがありますが、教育の根幹に関わることに、慎重に進めて参りたいと考えております。ご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長 坂本町長。

○町長 2点目から5点目の質問について、お答えさせていただきます。

まず、2点目の再編成後の町営バスとスクールバスに関するご質問ですが、来年度からスクールバスへの一般乗客の混乗を試験的に行うこととしております。

これは、現行体制におけるスクールバスと町営バスの利便性の向上を目的として行うものであります。

引き続き、スクールバスを含めた町バス事業のあり方については、検討を進めて参りたいと考えております。

3点目と4点目のデマンド型交通システムの導入に関する質問については、一括してお答えさせていただきます。

昨年から地域と行政が連携し、地域課題の解決に向けた体制の構築を目的として、各地区のまちづくり協会と協議を始めたところでもあります。この中で、高齢者の移動支援など、交通対策についても具体的な検討を進めております。

ご提案のあったデマンド型交通システムの導入についても、あわせて検討して参りたいと考えております。

5点目の高齢者運転免許証自主返納支援事業につきましては、自主返納者に対し、町営バス回数券30回、6,000円分を交付しております。交付状況は、平成30年度は32人、令和元年度は、令和2年2月末現在で41人であります。

なお、利用数については交付している回数券と一般町民に販売している回数券が同じものであり、番号等が記載されていないため、判別できないことから把握しておりません。

また、令和２年度から、新たに町営バスと同額の６，０００円分のタクシー利用券の交付を予定しており、従来の町営バス回数券とタクシー利用券のどちらかを選んでいただけるよう準備を進めているところでございます。

○議長　質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

……………・・　散　会　宣　言　・・……………

○議長　これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、散会といたします。ご苦勞様でした。

（午後２時２１分）

令和2年3月12日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 本 田 忠 良	2 番 橋 本 善 次	3 番 井 上 聡
4 番 新 田 信 二	5 番 山 崎 ふじ子	6 番 鈴 木 利 一
7 番 佐 藤 一 八	8 番 三 瓶 文 博	9 番 松 村 妙 子
10 番 篠 崎 聡	11 番 佐久間 正 俊	12 番 橋 本 善一郎
13 番 影 山 常 光	14 番 陰 山 丈 夫	15 番 影 山 初 吉
16 番 佐 藤 弘		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 佐久間 孝夫 書記 久保田 浩

3 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
-----	---------

総 務 課 長	伊 藤 朗	財 務 課 長	眞 田 晴 信
住 民 課 長	遠 藤 信 行	企 画 政 策 課 長	宮 本 久 功
税 務 課 長	荒 井 公 秀	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	永 山 晋
建 設 課 長	新 野 恭 朗	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	安 部 良 明
企 業 局 長	村 田 浩 憲		

教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	本 間 徹
生 涯 学 習 課 長	藤 井 康		

農 業 委 員 会 会 長	松 崎 正 夫
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	村 上 弘
-------------	-------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和2年3月12日（木曜日） 午後2時16分開会

- 第1 追加議案の提出
- 第2 追加議案に対する提案理由の説明
- 第3 追加議案の質疑
- 第4 付託陳情事件の委員長報告並びに審査
- 第5 付託議案の委員長報告
- 第6 議案の審議
- 議案第 1 号 第7次三春町長期計画後期基本計画の策定について
- 議案第 2 号 町道路線の認定について

- 議案第 3 号 三春町第 2 保育所増築工事請負変更契約について
- 議案第 4 号 三春町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 議案第 5 号 三春町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について
- 議案第 6 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 7 号 三春町帰還環境整備交付金基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 8 号 三春町行政区設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 三春町交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 三春町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 三春町給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 三春町認可保育所に係る指定管理者の指定について
- 議案第 18 号 田村広域行政組合の解散に伴う田村東部環境センター、田村西部環境センター及び田村広域一般廃棄物最終処分場の財産処分について
- 議案第 19 号 令和元年度三春町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 議案第 20 号 令和元年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 21 号 令和元年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 22 号 令和元年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 23 号 令和元年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 24 号 令和元年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 25 号 令和 2 年度三春町一般会計予算について
- 議案第 26 号 令和 2 年度三春町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 27 号 令和 2 年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 28 号 令和 2 年度三春町介護保険特別会計予算について
- 議案第 29 号 令和 2 年度三春町町営バス事業特別会計予算について
- 議案第 30 号 令和 2 年度三春町放射性物質対策特別会計予算について
- 議案第 31 号 令和 2 年度三春町病院事業会計予算について
- 議案第 32 号 令和 2 年度三春町水道事業会計予算について
- 議案第 33 号 令和 2 年度三春町下水道事業等会計予算について
- 議案第 34 号 令和 2 年度三春町宅地造成事業会計予算について
- 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 2 号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについて

《議員提出議案》

- 発議第 1 号 三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第 2 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

発議第 3 号 三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

発議第 4 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

第 7 三春町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

第 8 特別委員会委員長報告

5 会議次第は次のとおりである。

(開会 午後 2 時 16 分)

……………・開 会 宣 言……………

○議長 ご苦労様です。ただいまより、本日の会議を開きます。

○議長 お諮りいたします。

町長より議案の追加提出がありました。

これにより、本日の議事日程を、お配りしてあります議事日程第 3・追加 1 のとおりといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程は、議事日程第 3・追加 1 のとおりとすることに決しました。

○議長 お諮りいたします。

日程第 1 により、追加議案の提出を議題とします。

追加提出された議案は、同意第 2 号「副町長の選任につき議会の同意を求めることについて」の 1 議案であります。

○議長 議事日程第 2、町長より追加議案に対する提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 同意第 2 号「副町長の選任につき議会の同意を求めることについて」の議案についての説明を申し上げます。副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記として、

住所 福島県福島市森合町 4 番 7 号

氏名 佐藤 知憲

生年月日 昭和 50 年 9 月 29 日

続いて、議案説明書をご覧ください。

令和 2 年 4 月 1 日付けをもって副町長に佐藤知憲氏を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

○議長 日程第 3 により、会議規則第 37 条の規定により、追加議案に対する質疑を行います。

同意第 2 号「副町長の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長 ここで議案調査のため、暫時休憩いたします。

議員及び関係者は全員協議会室に移動願います。

再開は追って連絡いたします。

..... ・ ・ 休 憩 ・ ・

(休憩 午後2時19分)

<休 憩>

(再開 午後2時25分)

..... ・ ・ 再 開 ・ ・

..... ・ ・ 付託陳情事件の委員長報告及び審査 ・ ・

○議長 それでは、休憩を閉じて、休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第4により、付託陳情事件の委員長報告及び審査を行います。付託陳情事件の委員長報告を求めます。

○議長 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本定例会において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、3月5日、第4委員会室において開会いたしました。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について

陳情者 田村市船引町船引字南町通52

日本労働組合総連合会福島県連合会田村地区連合会

議長 小林 和彦

本陳情は、福島県で少子高齢化と人口の減少・流出による外国人労働者の増加や非正規労働者など働き手の多様化が進むなかで、最低賃金は就労形態にかかわらず、生活できる水準の確保と働き価値に見合った水準であることを求めるとともに、消費増税による物価変動や賃金の政策の重要性を強く意識し、十分な水準に引き上げるために要望するものであります。

以上について、慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについては、妥当であると判断できることから、当委員会は、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」を採決します。

○議長 お諮りいたします。本陳情は只今の委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第5により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は3月2日に日程設定を行い、3月4日、5日、6日、9日、10日、11日及び12日の8日間、第1委員会室において開会し、3月11日には現地調査も行いました。

議案第4号 三春町森林環境譲与税基金条例の制定について

議案第7号 三春町帰還環境整備交付金基金条例を廃止する条例の制定について

以上2案について、財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 三春町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について

産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第8号 三春町行政区設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 三春町交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例の制定について

以上4案について、総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 令和元年度三春町一般会計補正予算（第6号）について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号 令和2年度三春町一般会計予算について

総務課長、財務課長、企画政策課長、税務課長及び会計室長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号 令和元年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第3号）について

議案第30号 令和2年度三春町放射性物質対策特別会計予算について

企画政策課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本定例会において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は3月2日に日程設定を行い、3月4日、5日、6日、9日、11日及び12日の7日間、第4委員会室において開会し、3月4日及び5日には現地調査も行いました。

議案第2号 町道路線の認定について

議案第14号 三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

以上2案について、建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

産業課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 三春町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 三春町給水条例の一部を改正する条例の制定について

以上2案について、企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 令和元年度三春町一般会計補正予算（第6号）について

議案第25号 令和2年度三春町一般会計予算について

以上2案について、産業課長及び建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号 令和元年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第3号）について

議案第30号 令和2年度三春町放射性物質対策特別会計予算について

以上2案について、産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号 令和2年度三春町水道事業会計予算について

議案第33号 令和2年度三春町下水道事業等会計予算について

議案第34号 令和2年度三春町宅地造成事業会計予算について

以上3案について、企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本定例会において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、3月2日に日程設定を行い、3月4日、5日、6日、9日、10日、11日及び12日の8日間、第3委員会室において開会いたしました。

議案第3号 三春町第2保育所増築工事請負変更契約について

議案第10号 三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 三春町認可保育所に係る指定管理者の指定について

以上3案について、子育て支援課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

住民課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 令和元年度三春町一般会計補正予算（第6号）について

住民課長等、子育て支援課長、教育課長、生涯学習課長及び保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号 令和元年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第21号 令和元年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第22号 令和元年度三春町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

以上3案について、保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号 令和元年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について

住民課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号 令和元年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第3号）について

住民課長等及び教育課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号 令和2年度三春町一般会計予算について

住民課長等、子育て支援課長、教育課長、生涯学習課長及び保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号 令和2年度三春町国民健康保険特別会計予算について

議案第27号 令和2年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第28号 令和2年度三春町介護保険特別会計予算について

議案第31号 令和2年度三春町病院事業会計予算について

以上4案について、保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号 令和2年度三春町町営バス事業特別会計予算について

住民課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号 令和2年度三春町放射性物質対策特別会計予算について

住民課長等、子育て支援課長及び教育課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 なお、同意第1号から同意第2号まで、並びに発議第1号から発議第3号までの5議案につきましては、委員会に付託せず全体会で審査を行いましたので、申し添えます。

…………… 議 案 の 審 議 ……………

○議長 日程第6により、議案の審議を行います。

議案第1号「第7次三春町長期計画後期基本計画の策定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号「町道路線の認定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号「三春町第2保育所増築工事請負変更契約について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます

これより、議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号「三春町森林環境譲与税基金条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます

これより、議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号「三春町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号「三春町帰還環境整備交付金基金条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号「三春町行政区設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号「三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号「三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号「三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号「三春町交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号「三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 15 号「三春町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第 15 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 16 号「三春町給水条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第 16 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 17 号「三春町認可保育所に係る指定管理者の指定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第 17 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 18 号「田村広域行政組合の解散に伴う田村東部環境センター、田村西部環境センター及び田村広域一般廃棄物最終処分場の財産処分について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号「令和元年度三春町一般会計補正予算(第6号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号「令和元年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号「令和元年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２２号「令和元年度三春町介護保険特別会計補正予算（第４号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第２２号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２３号「令和元年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第１号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第２３号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２４号「令和元年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第３号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第２４号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 25 号「令和 2 年度三春町一般会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第 25 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 26 号「令和 2 年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第 26 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 27 号「令和 2 年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第 27 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 28 号「令和 2 年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第28号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号「令和2年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号「令和2年度三春町放射性物質対策特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第30号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号「令和2年度三春町病院事業会計予算について」を議題とします。

収益的収入・支出及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第31号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 3 2 号「令和 2 年度三春町水道事業会計予算について」を議題とします。

収益的収入・支出及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第 3 2 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 3 3 号「令和 2 年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題とします。

収益的収入・支出及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第 3 3 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 3 4 号「令和 2 年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題とします。

収益的収入・支出及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第 3 4 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

同意第 1 号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、同意第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、橋本とき子氏を固定資産評価審査委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

同意第2号「副町長の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、同意第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、佐藤知憲氏を副町長に選任することに同意することに決定いたしました。

佐藤知憲氏の出席を求めていますので、出席を許します。

(佐藤知憲氏議場へ入場)

○議長 ただいま、副町長に任命することに同意をいたしました佐藤知憲氏より、ここでご挨拶をいただきたいと思います。

○佐藤知憲氏 ただいま、副町長の選任につきまして、同意をいただきましてありがとうございます。佐藤知憲と申します。本当に微力ではございますが、町長を補佐しまして、この美しい三春町をさらに発展させていくために精一杯頑張っていきたいと思っておりますので、議員の先生方のご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

(佐藤知憲氏退場)

○議長 発議第1号「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第2号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第3号「三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 お諮りいたします。

ただいま、経済建設常任委員会委員長より発議第4号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」が提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、発議第4号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議案書を配付いたしますので、少々お待ち願います。

(議案書の配布)

○議長 配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長 発議第4号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。経済建設常任委員会委員長。

○**経済建設常任委員長** 発議第４号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」の提出について

地方自治法第９９条の規定により、「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和２年３月１２日提出

提出者 三春町議会経済建設常任委員会 委員長 佐久間正俊

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

令和２年３月１２日 三春町議会議長 佐藤弘

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○**議長** ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○**議長** 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○**議長** 討論なしと認めます。

これより、発議第４号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○**議長** 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 三春町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙 ……………

○**議長** 日程第７により、三春町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

○**議長** 三春町選挙管理委員会委員長より、地方自治法第１８２条第８項の規定に基づき、三春町選挙管理委員会委員４名、同補充員４名が、３月３１日をもって任期満了となる通知がありましたので、選挙を行うものであります。

○**議長** 選挙の方法についてお諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○**議長** 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたしました。

○**議長** 次に、指名の方法についてお諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○**議長** 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

○**議長** 三春町選挙管理委員会委員に、

三春町大字北成田字鍛冶内２７２番地 橋本春雄君。

三春町字師範場１４番地の３ 郡司洋子君。

三春町大字山田字明部作 8 5 番地の 2 渡邊功雄君。

三春町大字過足字紙漣 2 3 8 番地の 1 6 横山滋君。

の以上 4 名を、

同補充員に、

三春町大字平沢字東 8 0 番地 伊藤久雄君。

三春町字深田和 1 5 1 番地の 2 8 高玉旭君。

三春町大字下舞木字追越 1 5 4 番地の 2 影山朝男君。

三春町大字鷹巣字泉田 8 3 番地 影山新吉君。

の以上 4 名を、それぞれ指名いたします。

○議長 お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました 8 名を、三春町選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 8 名が、それぞれ三春町選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

……………・… 特別委員会の委員長報告 ……

○議長 日程第 8 により、特別委員会の委員長報告について、会議規則第 4 4 条の 2 の規定により、特別委員会の所管事項についての中間報告を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、特別委員会委員長の報告を求めます。

○議長 広報広聴特別委員会委員長。

○広報広聴特別委員長 広報広聴特別委員会より報告いたします。

当委員会は、昨年 1 0 月 1 5 日に新体制を発足させてから昨日まで、「議会報みはる」の編集・発行、「町民と議会との意見交換会」の企画・運営、「先進自治体研修」など、計 6 回開催しました。

まず、「議会報みはる」は、より多くの町民の皆さんに、手にとって読んでもらうことを第一に考え、読みやすく、分かりやすい議会報の編集に努め、昨年 1 1 月、今年 2 月の計 2 回発行しました。表紙では、その時期にふさわしい季節感のある行事を、裏表紙では「みはるの子どもたち」と題して、町内の小学校で元気に学校生活を送る子どもたちのようすを紹介しました。

また、昨年度から導入した 7 名の「議会報モニター」から寄せられた意見や、議会報クリニック、先進自治体視察研修での指摘事項を踏まえ、毎号少しずつ改善を加え、紙面の充実に取り組みました。

次に、今年度で 4 回目となる町民と議会との意見交換については、昨年 1 0 月から今年 2 月にかけて各種団体を対象として、合計 6 回開催し、1 0 0 名を超える町民の皆さんに参加いただきました。意見交換では、子育て支援、町民の文化向上、健康づくり、地域活性化対策など幅広い分野について活発な議論が展開されました。町民の皆さんから寄せられた意見・要望は、改めて全員協議会で内容を精査し、議会からの意見・要望として、昨年 1 2 月に一度、町執行側に申入れを行い、また、3 月 1 6 日にも申入れを行う予定です。

さらに、昨年１１月には、町村議会広報の全国コンクールで毎年優秀な成績を収められている岩手県金ヶ崎町議会と宮城県川崎町議会を訪問し、スピード発行できる編集体制・編集方針、読者の関心を引く紙面レイアウトづくり、町民主役のページ編集など、より多くの町民の皆さんに見ていただける議会報編集について視察研修しました。

今後も、当委員会では、これまでの活動の成果を生かし、さらに読みやすく、分かりやすい「議会報みはる」の編集・発行に努めるとともに、町民と議会との意見交換などを通じて、広報・広聴に努力して参りたいと考えています。

以上、広報広聴特別委員会の報告といたします。

○議長 ただいま、総務・経済建設・文教厚生各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第７１条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長 ただいま、広報広聴特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第７１条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、広報広聴特別委員会委員長申出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長 本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 ここで町長より発言があれば、これを許します。坂本町長。

○町長 今回の３月定例会に提出いたしました全ての議案につきまして、可決、ご同意いただきまして誠にありがとうございました。新年度、新たな気持ちで迎えたいと思いますが、三春町は課題が山積しております。引き続き活発な議論を通しまして、最終的には一体となってこの課題を解決して前に進んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

現在は、新型コロナウイルス感染症が大変憂慮されておりますが、こういった時期だからこそ、冷静に情報を分析いたしまして正しい情報を提供して参ります。引き続きご支援をお願いしたいと思います。

また、これから年度変わりの忙しい時期となりますが、皆様におかれましては、どうか、適宜十分な休養を取っていただきまして、免疫力を十分高めていただきまして、ますますご活躍をお祈りいたしまして、最終日にあたっての挨拶とさせていただきます。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

……………閉会宣言……………

○議長 これをもって、令和２年三春町議会３月定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

（閉会 午後３時２４分）

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年3月12日

福島県田村郡三春町議会

議 長 佐 藤 弘

署 名 議 員 影 山 常 光

署 名 議 員 陰 山 丈 夫

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第 1 号	第7次三春町長期計画後期基本計画の策定について	全 員	原案可決
議案第 2 号	町道路線の認定について	全 員	原案可決
議案第 3 号	三春町第2保育所増築工事請負変更契約について	全 員	原案可決
議案第 4 号	三春町森林環境譲与税基金条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 5 号	三春町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 6 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 7 号	三春町帰還環境整備交付金基金条例を廃止する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 8 号	三春町行政区設置条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 9 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第10号	三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第11号	三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第12号	三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第13号	三春町交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第14号	三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第15号	三春町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第16号	三春町給水条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決

議案第 1 7 号	三春町認可保育所に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第 1 8 号	田村広域行政組合の解散に伴う田村東部環境センター、田村西部環境センター及び田村広域一般廃棄物最終処分場の財産処分について	全 員	原案可決
議案第 1 9 号	令和元年度三春町一般会計補正予算（第 6 号）について	全 員	原案可決
議案第 2 0 号	令和元年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について	全 員	原案可決
議案第 2 1 号	令和元年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決
議案第 2 2 号	令和元年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について	全 員	原案可決
議案第 2 3 号	令和元年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決
議案第 2 4 号	令和元年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 3 号）について	全 員	原案可決
議案第 2 5 号	令和 2 年度三春町一般会計予算について	全 員	原案可決
議案第 2 6 号	令和 2 年度三春町国民健康保険特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第 2 7 号	令和 2 年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第 2 8 号	令和 2 年度三春町介護保険特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第 2 9 号	令和 2 年度三春町町営バス事業特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第 3 0 号	令和 2 年度三春町放射性物質対策特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第 3 1 号	令和 2 年度三春町病院事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第 3 2 号	令和 2 年度三春町水道事業会計予算について	全 員	原案可決

議案第 3 3 号	令和 2 年度三春町下水道事業等会計予算について	全 員	原案可決
議案第 3 4 号	令和 2 年度三春町宅地造成事業会計予算について	全 員	原案可決
同意第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	全 員	同 意
同意第 2 号	副町長の選任につき議会の同意を求めることについて	全 員	同 意
発議第 1 号	三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
発議第 2 号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
発議第 3 号	三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	全 員	原案可決
発議第 4 号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について	全 員	原案可決